

宇都宮の環境

(環境状況報告書 令和4年度版)



令和5年3月

宇 都 宮 市

目次

第1部	第3次宇都宮市環境基本計画の概要	1
1.1	計画の位置づけ	2
1.2	基本理念	3
1.3	計画期間	3
1.4	環境都市の姿	3
1.5	環境状況報告書の位置づけ	3
1.6	分野別の基本施策	4
第2部	状況報告書 要旨	5
2.1	進捗状況の評価方法について	6
2.2	基本施策の進捗状況の要旨	8
2.3	分野別の基本施策の進捗状況	10
2.4	分野別の構成事業の進捗状況	24

第 1 部

第 3 次宇都宮市環境基本計画の概要

1.1 計画の位置づけ

(1) 背景・目的

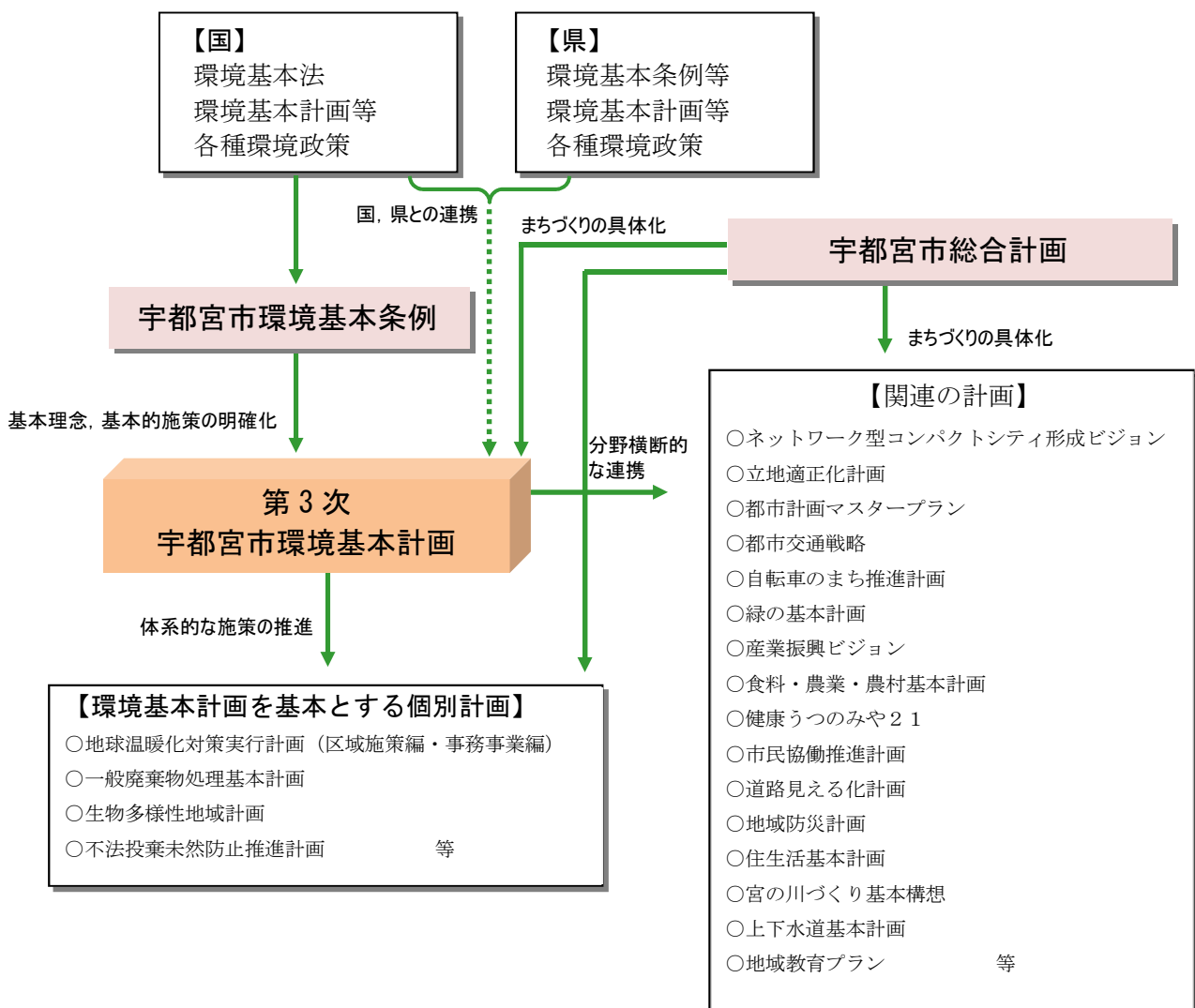
進行する地球温暖化、東日本大震災を契機とした安全で快適な日常生活に係る市民ニーズなどの多様化する環境問題への対応や、本市のまちづくりや社会・経済と連携した総合的・横断的な環境施策の展開等が求められていることから、市民の主体的な行動力を向上するため、新たに環境都市の姿を明確化し、その実現や環境負荷低減に資する取組を総合的に展開するため、第3次環境基本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

宇都宮市環境基本計画は、宇都宮市環境基本条例に基づく環境行政上の総合計画となります。

また、第6次宇都宮市総合計画改定基本計画の分野別計画「産業・環境の未来都市の実現に向けて」の政策「脱炭素で循環型、自然共生社会の実現」に向けた個別計画としても位置付けられており、本市のさまざまな行政分野と連携しながら総合的・分野横断的に取り組みます。

【環境基本計画の位置付け】



1.2 基本理念

宇都宮市環境基本計画に掲げた基本理念「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや」は、21世紀半ばを展望した本市が目指すべき「環境都市」の姿を現しており、平成15年2月に策定した「第1次宇都宮市環境基本計画」から引き継がれています。

また、「環境都市」とは、以下3点の目標を達成した、環境にやさしいまちをいいます。

みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや

- ① 社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減する。
- ② 限りある資源を循環できる社会への転換を図る。
- ③ 自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成する。

1.3 計画期間

平成28(2016)年度から令和7(2025)年度

【前期】 平成28(2016)年度 から 令和2(2020)年度

【後期】 令和3(2021)年度 から 令和7(2025)年度

1.4 環境都市の姿

本計画では、SDGsの理念などを踏まえ、令和2年3月に「環境未来都市 うつのみや」を目指すことを宣言しました。「環境未来都市」とは、次のような社会を実現した都市をいいます。

【環境未来都市】

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会
- ② 「もったいない」のところでひとやものを大切にする循環型社会
- ③ 環境、経済、社会の統合的な向上が図られた持続可能なまち

1.5 環境状況報告書の位置づけ

環境状況報告書は、「宇都宮市環境基本条例」第19条に基づき、環境の状況や環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、毎年作成し、公表するものです。

本書では、「第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）」に掲げた施策指標や構成事業のほか、「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の進捗状況について評価を行います。

なお、過去1年間の実施状況を取りまとめ公表することから、本年度は令和3年度における実施状況についての報告となります。

1.6 分野別の基本施策

分野別の基本施策は、「地球環境」、「廃棄物」、「自然環境」、「生活環境」、「人づくり」の5分野に分けて、個別に取り組むべき施策・事業として網羅的に設定しました。

- 1 地球環境**
 - ① 低炭素化の促進**

(1)家庭における低炭素化の促進 (2)事業所における低炭素化の促進 (3)市役所における低炭素化の促進
 - ② 自立分散型エネルギーの普及促進**

(1)創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進 (2)地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用
 - ③ 環境にやさしいまちづくりの推進**

(1)環境負荷の少ない都市整備 (2)エコで便利な交通体系の構築 (3)気候変動への適応策の推進
- 2 廃棄物**
 - ① ごみの発生抑制・再使用の促進**

(1)普及啓発の推進 (2)発生抑制・再使用の推進
 - ② 資源循環利用の推進**

(1)資源循環利用の推進 (2)各主体による資源化の推進
 - ③ 適正な処理の推進**

(1)適正な収集・処理・処分体制の推進 (2)不法投棄の未然防止・拡大防止
- 3 自然環境**
 - ① 生物多様性の保全**

(1)生物多様性保全に関する意識の醸成 (2)生きものとその生息・生育環境の保全の推進
 - ② 自然と共生したまちづくりの推進**

(1)農地等の多面的機能の維持向上 (2)都市の緑の保全と創出
(3)水資源の確保 (4)河川環境の保全と創出 (5)良好な景観の保全と創出
- 4 生活環境**
 - ① 環境調査、監視等の充実**

(1)大気汚染状況の監視 (2)水質汚濁状況の監視 (3)騒音振動の調査 (4)放射線や化学物質の調査
 - ② 発生源対策の充実**

(1)工場・事業場の監視・指導 (2)事業者等への意識啓発 (3)自動車排出ガス対策の充実
(4)生活排水対策の充実
- 5 人づくり**
 - ① 「もったいない」のこころの醸成**

(1)市民総ぐるみによるもったいない運動の推進 (2)もったいない運動を取り入れたイベントの開催
 - ② 自ら学び、自ら行動する人づくりの推進**

(1)環境学習の場と機会の提供 (2)地域における環境保全活動を担う人材の育成
 - ③ 「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実**

(1)各主体による環境配慮行動の推進 (2)多様な活動主体間の連携促進

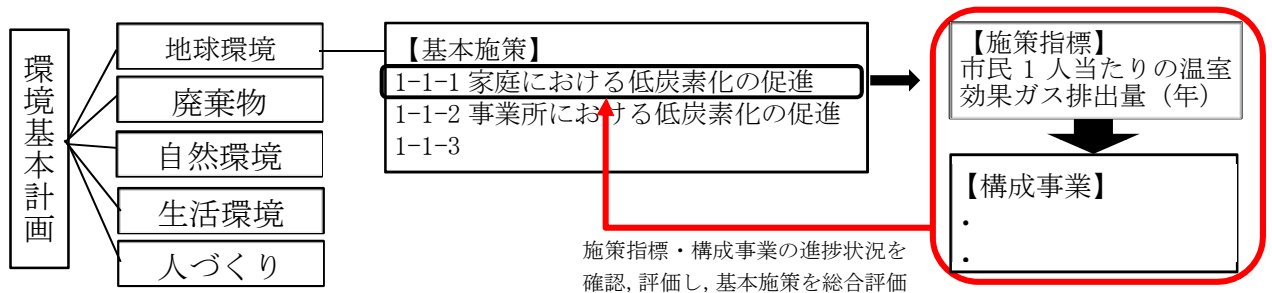
第2部
状況報告書 要旨

2.1 進捗状況の評価方法について

(1) 分野別施策の基本施策の評価について

第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）では、5つの分野（地球環境、廃棄物、自然環境、生活環境、人づくり）において各基本施策を掲げておりますが、基本施策の評価については、基本施策ごとに設定している施策指標及び構成事業の評価に基づき、総合評価を行います。

【基本施策の体系イメージ】



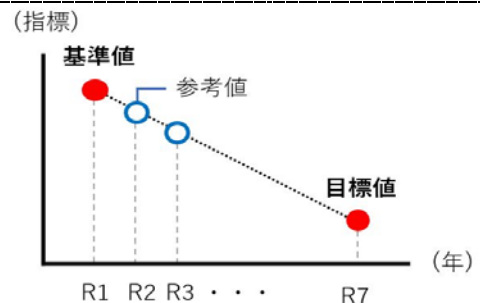
(2) 施策指標の評価方法

各年度の施策指標の進捗状況の評価について、当該年度の実績値と参考値※を比較し、その達成度に応じて「A」、「B」、「C」または、「評価不能」で評価します。

表1 施策指標の評価基準

評価	A	B	C	評価不能
達成度 (評価基準)	100%以上	70%以上 100%未満	70%未満	主としてコロナの影響により、進捗状況を評価することが困難な事業

※ 各施策指標について、令和元年度の実績値を「基準値」と、令和7年度の「目標値」を直線で結んだときの各年度の施策指標の値が「参考値」となります。



(3) 構成事業の施策指標の評価

事業の進捗により評価します。評価の基準は、各課の事務概要のスケジュール等に照らし、「計画以上」、「計画どおり」、「計画より遅れ」または、「コロナの影響による変更」で評価します。

(4) 基本施策の総合評価方法

基本施策の総合評価については、各基本施策の施策指標及び構成事業の評価に基づき、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れ」で評価します。

表2 基本施策の総合評価

項目	評価	A	B	C	評価不能
① 施策指標		100%以上	70%以上 100%未満	70%未満	主としてコロナの影響により、進捗状況を評価することが困難な事業
② 構成事業		「計画以上」が 2以上	「計画どおり」が 4以上	「計画より遅れ」が 2以上	「コロナの影響による変更」の場合は 事業数に含めない
(構成事業が 3つ以下の場合)		「計画以上」が 1以上	「計画どおり」が 構成事業数と同数	「計画より遅れ」が 1以上	
総合評価	上記①②の合計点により判定				
	順調	概ね順調	やや遅れ		
	評価不能がない かつ AまたはBが 1つ以上	Bが2つ または AとCが1つずつ または Aと評価不能	Cが2つ または BとCが1つずつ または BまたはCと評価不能		

2.2 基本施策の進捗状況の要旨

(1) 施策指標の評価について

分野別の基本施策に基づき設定している施策指標について、令和3年度は、35のうち29の指標でA評価またはB評価（全体の約8割）となりました。一方で、3つの指標がC評価となったほか、講習会の開催やイベント等の未実施など、コロナの影響により、3つの指標が評価不能となりました。

【施策指標についての評価（令和3年度実績）】

分野	評価			
	A	B	C	評価不能
地球環境	4	3	1	0
廃棄物	5	0	0	1
自然環境	3	3	1	0
生活環境	3	4	1	0
人づくり	0	4	0	2
合計	15	14	3	3

(2) 構成事業の評価について

第3次宇都宮市環境基本計画（後期計画）では、各分野の基本施策に基づき全168構成事業を掲げ、各種事業を推進しています。

令和3年度は、6事業を除き、事業の進捗の評価は「計画どおり」となりました。なお、「コロナの影響による変更」となった6事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントや講座等が中止となり、年間のスケジュールどおりとならなかったものです。

【構成事業についての評価（令和3年度実績）】

評価	計画以上	計画どおり	やや遅れ	コロナの影響による変更
構成事業 (全168事業)	0	162	0	6 (自然環境分野2) (人づくり分野4)

(3) 基本施策の総合評価について

施策評価の評価結果と構成事業の評価結果を踏まえた各基本施策の総合評価は、35のうち29の基本施策で「順調」「概ね順調」となりました。一方で、人づくり分野においては、多くの構成事業でコロナの影響を受け、「順調」となった基本施策がありませんでした。

【基本施策の総合評価（令和3年度実績）】

分野	総合評価		
	順調	概ね順調	やや遅れ
地球環境	4	3	1
廃棄物	5	0	1
自然環境	3	3	1
生活環境	3	4	1
人づくり	0	4	2
合計	15	14	6

2.3 分野別の基本施策の進捗状況

【地球環境分野】

基本施策		施策指標	R1 (基準値)	R2 (参考値) (実績値)	R3 (参考値) (実績値)	R4 (参考値) (実績値)	R5 (参考値) (実績値)	R6 (参考値) (実績値)	R7 (目標値)
1-1-1	家庭における 低炭素化の促進	市民1人当たりの温室効果ガス排出量(年)	3.58t-CO2 (H30)	3.30 (R1)	3.16 (R2)	3.03 (R3)	2.89 (R4)	2.75 (R5)	2.61 (R6)
			3.58 (H30)	3.19 (R1)	3.11 (R2)				
1-1-2	事業所における 低炭素化の促進	事業者の温室効果ガス 排出量(年)	223.6万t-CO2 (H30)	214.5 (R1)	210 (R2)	205.5 (R3)	201.0 (R4)	196.4 (R5)	191.9 (R6)
			223.6 (H30)	219.7 (R1)	208.2 (R2)				
1-1-3	市役所における 低炭素化の促進	市有施設における温室 効果ガス排出量(年)	91,874t-CO2	89,278	86,683	84,087	81,491	78,896	76,300
			91,874	84,379	82,552				
1-2-1	創エネルギー・蓄エネルギーの普及 促進	太陽光発電設備導入世 帯数(累計)	17,957世帯	18,964	19,971	20,979	21,986	22,993	24,000
			17,957	18,902	19,821				
1-2-2	地域のポテン シャルを生か した新たなエ ネルギーの活 用	冷熱エネルギーを活用 した事業への参入者数 (累計)	6事業者 (R2)	6	7	8	8	9	10
			6 (R2)	6	8				

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人当たりの温室効果ガス排出量について、2020（令和2）年度は当初の目標値を下回り、目標を達成することができた。これは民生（家庭）部門からの温室効果ガス排出量が減少したことによるものと考えられる。 ・今後は、補助事業等による家庭における再エネ導入促進や、市民における環境負荷を減らす取組について、市ホームページ等により普及啓発を行うなど、市民における脱炭素化を促進していく。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の温室効果ガス排出量について、2020（令和2）年度は当初の目標値から1.8万t-CO2上回る削減が図られており、目標を達成することができた。これは産業部門及び民生（業務）部門からの温室効果ガス排出量が減少したことによるものと考えられる。 ・今後は、2050年カーボンニュートラルの達成のため、補助事業等による事業所の脱炭素化や、市内事業者の働き方について、持続可能なワークスタイルへの転換等を促進していく。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・地域新電力会社から供給される再生可能エネルギー由来の電力使用の開始や廃棄物処理量の減少により、目標を上回る達成状況となっている。 ・引き続き、「第3次宇都宮市役所”ストップ・ザ・温暖化”プラン」に定める施策を推進するほか、新たに策定された「カーボンニュートラルロードマップ」に定める施策を実施することにより、一層の温室効果ガス排出量の削減を目指す。
B 99%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備導入世帯数について、令和3年度は目標を下回る結果となった。 ・今後は、太陽光発電に対する補助事業等について、市民・事業者に積極的な周知を行い、市内における太陽光発電設備の導入を促進する。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の冷熱エネルギー活用事業については、大谷夏いちご栽培への新規参加者が2社となった。 ・冷熱エネルギーの安定的・持続的な活用に向け、令和元年度～3年度に実施したモニタリング調査結果を踏まえ、最適な熱利用・管理方策の指針を取りまとめた「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を作成した。 ・引き続き、民間事業者が行う冷熱利用機器の導入等を支援するとともに、「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用した事業のPRを行うなど、冷熱エネルギー活用事業のさらなる拡大を図る。

基本施策		施策指標	R1 (基準値)	R2 (参考値) (実績値)	R3 (参考値) (実績値)	R4 (参考値) (実績値)	R5 (参考値) (実績値)	R6 (参考値) (実績値)	R7 (目標値)
1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	地域新電力による温室効果ガス削減量(累計)	0t-CO2 (R2)	0	1,560	3,120	4,680	6,240	7,800
			0 (R2)	0	1,114				
1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	公共交通夜間人口カバー率(年)	91.9%	92.8%	93.8%	94.7%	95.6%	96.6%	97.5%
			90.0%	90.5%	90.7%				
1-3-3	気候変動への適応策の推進	適応をテーマとした出前講座等の数(年)	—	2回	3回	5回	7回	8回	10回
			—	3回	1回				

【地球環境分野について】

- ・ 地球環境分野では8施策指標を掲げておりますが、A評価4、B評価3、C評価1となりました。
- ・ 地球環境分野では、40構成事業を掲げ、再生可能エネルギーの普及啓発等を推進していますが、令和3年度はすべての構成事業において「計画どおり」となりました。
- ・ 8つの基本施策について、7つが「順調」「概ね順調」となりました。
- ▶ 施策指標「市民1人当たりの温室効果ガス排出量(年)」等の温室効果ガスの排出状況については、A評価となりましたが、今後は、2050年カーボンニュートラルに向けて、やや遅れとなった基本施策等への対応とあわせ、より一層、温室効果ガス排出削減の強化を図っていく必要があります。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B 71%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月に、官民共同により地域新電力会社「宇都宮ライトパワー株式会社」を設立した。令和4年1月から、クリーンパーク茂原等の電力を市有施設等に供給する「小売電気事業」を開始し、再生可能エネルギーの地産地消を図った。今後は、電力の受給バランスの状況等を踏まえながら電源と需要家の拡大を図るなど、安定的な小売電気事業の運営を行い、再生可能エネルギーの地産地消を推進していく。
B 96%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の維持・存続や地域内交通の導入地区の拡大などに交通事業者や地域住民と一体となって取り組んできたことから着実に増加している。 ・今後も引き続き、駅東側におけるLRTの整備や、バス路線再編に向けた計画の作成に着実な推進、地域内交通の導入地区の拡大に取り組んでいく。
C 33%	B	やや遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法（平成30年法律第50号）及び気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）において、都道府県及び市町村に地域気候変動適応計画策定の努力義務が課されており、効果的な気候変動適応への取組を推進していく必要がある。 ・出前講座の特性上、希望のあったテーマに沿った講座を開催しており、令和3年度は当該テーマに関する講座希望がなかったため、出前講座数は目標値に達していない。また、新型コロナウイルス感染症の影響により軒並みイベントが中止となったが、開催された市内イベントで、啓発用パネルを設置するなど積極的に普及啓発を図ってきた。今後もカーボンニュートラルの実現に向けて、幅広い世代を対象に普及啓発に取り組んでいく。

【廃棄物分野】

基本施策		施策指標	R1 (基準値)	R2 (参考値) (実績値)	R3 (参考値) (実績値)	R4 (参考値) (実績値)	R5 (参考値) (実績値)	R6 (参考値) (実績値)	R7 (目標値)
2-1-1	普及啓発の推進	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数 (累計)	26,463件	30,553	34,642	38,732	42,821	46,911	51,000
			26,463	34,409	42,984				
2-1-2	発生抑制・再使用の促進	市が実施したフードドライブの参加者 (年)	121人	168	214	261	307	354	400
			121	49	298				
2-2-1	資源循環利用の推進	市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量(年)	514t	678	843	1,007	1,171	1,336	1,500
			426	947	1,075				
2-2-2	各主体による資源化の促進	市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催件数(年)	67回	68	68	69	69	70	70回以上
			67	5	11				
2-3-1	適正な収集・処分体制の推進	行政収集等実施率 (年)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%を維持
			100%	100%	100%				
2-3-2	不法投棄の未然防止・拡大防止	不法投棄の事案の解決率 (年)	97.8%		98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
			97.8%		99.5%				

【廃棄物分野について】

- ・ 廃棄物分野では6施策指標を掲げておりますが、A評価5、評価不能1となりました。
- ・ 廃棄物分野では、28構成事業を掲げ、生ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発や産業廃棄物排出事業者等に対する指導等を推進していますが、令和3年度はすべての構成事業において「計画どおり」となりました。
- ・ 6つの基本施策について、5つが「順調」「概ね順調」となりました。
- ▶ 「各主体による資源化の促進」における施策指標は「評価不能」となりましたが、動画の配信など市民に対し幅広い周知啓発を行いました。引き続き、ごみの排出量削減に向けて、3Rなどの取組を推進するほか、食品ロスやプラスチックごみによる環境汚染などに対応していく必要があります。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した周知啓発を実施した結果、ダウンロード数は大きく増加しており、市民に対し幅広い周知啓発が図られている。 ・引き続き、分別講習会や市ホームページなど、様々な場や媒体を活用したごみ分別アプリの周知を行い、ダウンロード数の増加を図る。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎におけるフードドライブの通年受付や事業者と連携したフードドライブを実施したことにより、参加者数は大きく増加しており、食品ロスの発生抑制が図られている。 ・引き続き、本庁舎におけるフードドライブの通年受付や事業者と連携したフードドライブに取り組み、参加者数の増加を図る。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月より剪定枝を2清掃工場で拠点回収し、令和3年度から通年実施となったことから資源化量が増加しており資源循環の推進が図られた。 ・引き続き、剪定枝の拠点回収や市有地から発生する剪定枝の資源化による資源化量の安定的な確保に努める。
評価不能	B	やや遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度と比較し、開催回数が減少していることから、分別講習会の動画を新たに作成しYouTubeを活用して配信するなど、様々な媒体を活用したことにより、市民に対し幅広い周知啓発が図られている。 ・引き続き、リサイクル推進員向け研修会や自治会回覧など様々な機会と媒体を活用した分別講習会等の周知を行い、開催件数の増加を図っていく。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・行政収集及び工場への搬入予定日に対し、予定どおり、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行うことができており、適正な収集・処分体制の推進が図られている。また、クリーンパーク茂原の火災に伴う受入停止期間においても市内外の処理施設に委託することにより、行政収集・処分体制を維持することができた。 ・引き続き、適切な収集・処分体制を確保し、安全かつ適正に処理を行う。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄事案の解決率は、私有地等に不法投棄された事案についても、繰り返し、粘り強い指導を行ったため、撤去が進み、目標値を上回ったものと考えられる。

【自然環境分野】

基本施策		施策指標	R1 (基準値)	R2 (参考値) (実績値)	R3 (参考値) (実績値)	R4 (参考値) (実績値)	R5 (参考値) (実績値)	R6 (参考値) (実績値)	R7 (目標値)
3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	「生物多様性」の言葉の意味を知っている市民の割合(年) (生物多様性の認知度)	33.6% (R2)	33.6%	41.9%	50.2%	58.4%	66.7%	75.0%
			33.6%	33.6%	40.8%	/	/	/	/
3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	外来種の影響に関する認知度(年)	64.8% (R2)	64.8%	69.8%	74.9%	79.9%	85.0%	90.0%
			64.8%	64.8%	84.9%	/	/	/	/
3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	市内農地における環境保全活動力パー率(累計)	39.3%	46.1%	52.9%	59.7%	66.4%	73.2%	80.0%
			39.3%	38.1%	38.8%	/	/	/	/
3-2-2	都市の緑の保全と創出	緑地保全・緑化推進に係る活動箇所数(累計)	301箇所	328	333	338	/	/	/
			301	325	327	/	/	/	/
3-2-3	水資源の確保	雨水貯留施設等設置費補助件数(H28からの累計)	378件	666	953	1,241	1,528	1,816	2,103
			865	1129	1298	/	/	/	/
3-2-4	河川環境の保全と創出	河川の整備率(都市河川, 準用河川)(累計)	62.4% (R2)	62.5%	63.8%	64.4%	/	/	/
			62.4%	62.5%	63.8%	/	/	/	/
3-2-5	良好な景観の保全と創出	景観形成重点地区等の指定数(累計)	7地区	9	9	10	10	11	11
			7	8	8	/	/	/	/

【自然環境分野について】

- ・ 自然環境分野では7施策指標を掲げておりますが、A評価3、B評価3、C評価1となりました。
- ・ 自然環境分野では、53構成事業を掲げ、生物多様性保全の情報共有や河川や緑地等の整備の推進等を推進していますが、令和3年度は、2つの事業を除き「計画どおり」となりました。
- ・ 「水循環に関する教育の推進」や「上下水道に関する普及啓発」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーやイベントが開催できなかったことから、事業の進捗が「コロナの影響による変更」となりました。
- ・ 7つの基本施策について、6つが「順調」「概ね順調」となりました。
- ▶ 「農地等の多面的機能の維持向上」については「やや遅れ」となりましたが、令和5年度から「活動組織の広域化」の推進などを予定しており、引き続き、こうした取組の強化を図りながら、人と自然との共生に向けて、生物多様性の保全に関する意識啓発や森林・河川環境等の適正管理などに取り組んでいく必要があります。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B 97.0%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、ツイッター、パネル展等の様々な広報媒体を活用した情報発信、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場の提供、環境学習センターと連携した自然観察会等を実施したことにより、生物多様性の認知度を向上させることができた。 ・引き続き、一層意識の醸成を促す取組が必要であり、各世代に適した様々な広報媒体を活用して身近でわかりやすい情報を発信するとともに、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場の提供や自然とふれあう体験型プログラムの充実を図っていく。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全活動の活性化を目的とし、地域特性に応じた里地里山の保全活動等に関するノウハウやフィールドを持つ市民団体と、環境保全活動を通じた社会貢献に意欲を示す事業者を結びつける「うつのみや生きものつながり活性化事業」を開始した。その結果、マッチングを1件成立させることができた。また、外来種に関する周知啓発等により、外来種が及ぼす影響に関する認知度を向上させることができた。 ・引き続き、生物多様性保全活動を活性化させ、外来種が及ぼす影響に関する認知度を向上させる必要があり、本活性化事業を一層推進するとともに、より効果的な周知内容の検討等を行っていく。また、令和5・6年度に予定している自然環境基礎調査の実施に向けて、国等の動向や自然環境専門家の意見を踏まえた具体的な検討を進めていく。
C 48%	B	やや遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金制度に取り組んでいる地域は、地域住民との共同作業により、良好な農村環境の保全を実現しているものの、市内農地における環境保全活動カバー率は鈍化している。 ・今後は、カバー率の向上を図るため、組織の事務負担の軽減に資する対策の一つとして令和5年度から実施予定の「活動組織の広域化」を推進するなど、活動の維持・拡大を支援するとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員などと連携し、新規の活動団体の掘り起しや地域のキーパーソンの確保を図りながら、活動エリアの拡大に取り組んでいく。
B 98%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全・緑化推進に係る活動箇所数については、各種緑化事業におけるPR等により花苗の配布団体数が増加するなど、緑化活動場所の増加に繋げることができた。今後は、民有地による緑地保全や市民協働による緑空間の保全創出に取り組んでいく。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・「民有地への雨水貯留・浸透施設設置の促進」に取り組んだ結果、施策指標について、概ね目標値を達成する進捗となった。
A 100%	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている溢水・浸水被害の軽減に向け、計画的な河川整備に取り組んだ結果、施策指標を達成することができた。
B 80%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区等の指定数については、新たな地区指定にはいたらなかったが、LRT沿線などにおいて、地元協議会等と連携し意見交換や、景観形成に対する検討を実施するなど、目標達成に向けた取り組みを進めることができた。今後は、LRT沿線（駅東口・駅周辺区間）、釜川地区などにおいて、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、引き続き、地域住民・団体や関係機関との連携を図り、魅力ある都市景観形成に向けた、景観形成重点地区等の指定や景観づくり活動について地元理解の促進に取り組む。

【生活環境分野】

基本施策		施策指標	R1 (基準値)	R2 (参考値) (実績値)	R3 (参考値) (実績値)	R4 (参考値) (実績値)	R5 (参考値) (実績値)	R6 (参考値) (実績値)	R7 (目標値)
4-1-1	大気汚染状況の監視	光化学オキシダントの環境基準達成率（年）	92.7%	93.9%	95.1%	96.4%	97.6%	98.8%	100.0%
			92.7%	93.7%	94.5%				
4-1-2	水質汚濁状況の監視	河川水の生物化学的酸素要求量に係る基準達成率（年）	94.4%	95.3%	96.3%	97.2%	98.1%	99.1%	100.0%
			94.4%	88.9%	94.4%				
4-1-3	騒音振動の調査	自動車騒音に係る環境基準達成率（年）	93.8%	94.8%	95.9%	96.9%	97.9%	99.0%	100.0%
			93.8%	93.1%	94.5%				
4-1-4	放射線や化学物質の調査	ダイオキシン類の環境基準達成率（年）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%を維持
			100.0%	100.0%	100.0%				

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B 99%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM_{2.5}など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。 ・本市の大気環境は良好に保全されているが、大気環境の維持向上のため、引き続き大気汚染の状況を適切に把握する必要がある。 ・大気汚染常時監視体制を適宜見直すとともに、測定機器等については、適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により、測定値の信頼性を確保しながら、大気汚染の適切な状況把握を行っていく。
B 98%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づき、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施した。 ・河川への油類流出等、異常水質事故が3件発生したが、すべて適切に対応した。 ・発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定結果の精度を確保しながら、引き続き河川・地下水の水質の適切な状況把握を行っていく。 ・異常水質事故や地下水汚染防止のための事業者等への啓発を継続するとともに、事故発生時は関係課と連携し対策マニュアルに基づく適切な対応を迅速に行っていく。
B 98%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊及び鉄道会社に対し、各1回要望書を提出した。引き続き、市域における騒音・振動の適切な状況把握や、騒音等原因者への要望活動などを行っていく必要がある。 ・測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行っていく。また、その結果や苦情の発生状況等を基に関係機関等への要望活動を行っていく。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量・ダイオキシン類の状況を適切に把握した。 ・本市の生活環境は良好に保全されているが、引き続き適切な状況把握を行う必要がある。 ・近年、大規模な自然災害が頻発しており、有害物質の飛散、流出への一層の対応強化が必要である。 ・測定精度を確保しながら、市民の安全安心確保のため、引き続き空間放射線量・ダイオキシン類の測定を行っていく。 ・災害発生時における他市の取組内容について調査・分析を行いながら、緊急時の環境調査の更なる迅速化や事業者への周知啓発の強化等について検討する。

基本施策		施策指標	R1 (基準値)	R2 (参考値) (実績値)	R3 (参考値) (実績値)	R4 (参考値) (実績値)	R5 (参考値) (実績値)	R6 (参考値) (実績値)	R7 (目標値)
4-2-1	工場・事業場の 監視・指導	工場・事業場における排出 基準超過件数（年）	6件	5	4	3	2	1	0
			6	3	2				
4-2-2	事業者等への意 識啓発	良好な生活環境の確保に係 る市民満足度（年）	35.7% (R2)	35.7%	36.5%	37.4%	38.2%	39.0%	40.7%
			35.7%	35.7%	39.3%				
4-2-3	自動車排出ガス 対策の充実	電気自動車補助件数 (累計)	5件	88	170	253	335	418	500
			5	7	14				
4-2-4	生活排水対策の 充実	生活排水処理人口普及率 (累計)	98.7%	99.1%	99.4%	99.7%	99.8%	99.9%	100.0%
			98.7%	99.1%	99.3%				

【生活環境分野について】

- ・ 生活環境分野では8施策指標を掲げておりますが、A評価3、B評価4、C評価1となりました。
- ・ 生活環境分野では、18構成事業を掲げ、法令に基づく工場や事業場への立入検査や指導等を推進していますが、令和3年度はすべての構成事業において「計画どおり」となりました。
- ・ 8つの基本施策について、7つが「順調」「概ね順調」となりました。
- ▶ 「自動車排出ガス対策の充実」については「やや遅れ」となりましたが、自動車販売店への周知や新たな車種の販売などにより、令和4年度の電気自動車補助件数が大幅に増加しているところです。引き続き、本市の課題でもある、交通分野の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の強化など、発生源に対する対策や環境保全活動の推進に取り組んでいく必要があります。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場における排水基準超過が2件発生したが、生活環境への影響が生じないよう、速やかに行政指導を行い改善させた。引き続き、法令遵守を徹底させるため立入検査や指導を実施していく必要がある。 ・大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等工事について、すべて立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。令和2年6月に改正された大気汚染防止法に基づき、新たな規制対象として追加されたアスベスト含有成形板等（レベル3）の除去等に関する監視・指導を強化するなど、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策を一層推進する必要がある。 ・公害苦情等に関する各種相談を198件受け付け、すべて適切に対応した。法令の規制対象とならない公害苦情相談や多分野にまたがる公害苦情相談が顕在化していることから、関係課と連携を図りながら適切に対応していく必要がある。 ・法令遵守の徹底を図るため、各工場・事業場への計画的な立入検査や指導を継続するほか、過去に規制基準を超過した工場・事業場に対しては、立入検査回数を増やすなど監視・指導を重点的に行っていく。 ・令和4年度に国が導入した石綿事前調査結果報告システムについて広報紙やホームページにより周知を図るとともに、引き続き、吹付アスベスト等（レベル1, 2）からレベル3の全件立入検査の実施に向けて取り組む。 ・複雑・多様化する公害苦情等相談事案に対し、担当職員が迅速に対応できるよう努めていく。
A 100%以上	B	順調	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の積極的な環境への取組を促進するため、工業団地の担当者研修会において、協定の概要等について周知を行い、また、工業団地内全企業へ環境行動啓発チラシ等を配布した。引き続き、市民の良好な生活環境を確保するため、周知等による環境協定の推進により事業者等による意識啓発や環境配慮行動の一層の拡大を図る必要がある。 ・啓発チラシを作成し配布することや、新たな環境協定締結工場の獲得に向けて協定締結の意義を分かりやすく解説したリーフレットを作成し対象事業者に配布することで、事業者等に対し意識啓発や環境配慮行動の促進を図っていく。
C 8%	B	やや遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車補助件数については、補助要件を見直したことにより、令和2年度を上回る補助件数となったが、目標値から大きく下回り、C評価となった。 ・これは、補助要件である給電性能を備えた車種が限られていることや、補助事業の周知不足等が要因として考えられる。 ・今後は、電気自動車に対する補助事業について、自動車メーカーや自動車販売店に広く周知を行うとともに、環境出前講座等において、電気自動車の利点等について周知啓発に取り組んでいく。
B 99%	B	概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道については、事業計画区域における整備を、計画的かつ効率的に実施している。今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら公共下水道の整備を推進していく。 ・合併処理浄化槽については、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。今後は、「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、積極的な補助制度の利用勧奨や、保守点検業者や清掃業者を活用した補助制度の周知に取り組む。

【人づくり分野】

基本施策		施策指標	R1 (基準値)	R2 (参考値) (実績値)	R3 (参考値) (実績値)	R4 (参考値) (実績値)	R5 (参考値) (実績値)	R6 (参考値) (実績値)	R7 (目標値)
5-1-1	市民総ぐるみによるもったいない運動の推進	もったいない運動の認知度(年)	48.9%	50.8%	52.6%	54.5%	56.3%	58.2%	60.0%
			48.9%	—	43.4%				
5-1-2	もったいない運動を取り入れたイベントの開催	もったいない運動を取り入れたイベントの割合(年)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%を維持
			100.0%	—	—				
5-2-1	環境学習の場と機会の提供	環境学習センター開催講座の平均満足度(年)	83.2%	86.0%	88.8%	91.6%	94.4%	97.2%	100.0%
			83.2%	87.0%	87.1%				
5-2-2	地域における環境保全活動を担う人材の育成	環境出前講座開催数	42回	43	43	44	44	45	45
			42	18	32				
5-3-1	各主体による環境配慮行動の推進	もったいない運動の実践率(年)	32.0%	36.7%	41.3%	46.0%	50.7%	55.3%	60.0%
			32.0%	—	24.9%				
5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	環境学習センターの利用件数(年)	887件	888	888	889	889	890	890
			887	508	549				

【人づくり分野について】

- ・ 人づくり分野では6施策指標を掲げておりますが、B評価4、評価不能2となりました。
 - ・ 人づくり分野では、29構成事業を掲げ、市民総ぐるみによる「もったいない運動」の取組や、環境学習の場と機会の提供等を推進していますが、令和3年度は、4つの事業を除き「計画どおり」となりました。
 - ・ 「もったいないフェアなど環境配慮型イベントの実施」などの4事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーやイベントが開催できなかったことから、事業の進捗が「コロナの影響による変更」となりました。
 - ・ 6つの基本施策について、4つが「概ね順調」となりました。
- ▶ 人づくり分野の基本施策では2つが「やや遅れ」となりましたが、「概ね順調」となった基本施策も含め、多くの構成事業において新型コロナウイルスの影響を受けてうけていることから、今後は、感染状況や新しい生活様式を踏まえたうえで、より効果的な実施方法等について検討し、「もったいない」のこころの醸成や実践行動の場と機会の充実などに取り組んでいく必要があります。

施策指標 評価	構成事業 評価	総合評価	施策の評価・今後の取組方針
B 82%	B	概ね順調	・取組の中心であった「もったいないフェア」を参集型で実施できなかったこと等により、年度によって認知度が変動しているものの、4コマまんがコンクールの応募者数が増加するなど、啓発事業への参加者数は増加傾向にあることから、引き続き、「もったいない運動」の認知度が低い若年層への集中的な周知や全世代への効果的な普及啓発に取り組んでいく必要がある。
評価不能	B	やや遅れ	・新型コロナウイルス感染症の影響により、「もったいないフェア」を含め多くのイベントが中止となったことから、催事と連携した普及啓発活動が実施できなかった。 ・今後は「もったいないフェア」を含めた様々なイベントにおいて、もったいない運動の実践促進を図るとともに、各種SNS等を利用した効果的な周知に取り組んでいく。
B 98%	B	概ね順調	・わずかに目標値には届かなかったものの、満足度は上昇傾向にあることから、引き続きニーズを踏まえた各種講座の実施による満足度向上を図っていく。
B 74%	B	概ね順調	・新型コロナウイルス感染症の影響により、目標回数は実施できなかったが、新しい生活様式を踏まえた方法で実施することで、SDGsの認知の拡大を図るほか、環境問題の解決につながる行動の変容を受講者へ促すことができた。
B 74%	B	概ね順調	・もったいないフェアを参集型で開催できなかったこと等により周知の機会が減り、実践率が低下の傾向にあるが、もったいない運動の取組事例を紹介するなど、家庭や事業所等で取り組みやすく、より効果的な実践促進を図っていく。
評価不能	B	やや遅れ	・令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症による影響により、各年通算で1か月以上の休館を実施するなど、基準年と同条件での比較が行えないことから評価不能とする。 ・今後も引き続き、感染症対策を踏まえ各種講座を開催するなど、センター利用の促進に努めていく。

2.4 分野別の構成事業の進捗状況

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
1-1	低炭素化の促進	1-1-1 家庭における低炭素化の促進	(1)低炭素化・脱炭素化を促進する普及啓発の推進	民間企業等と連携した普及啓発の実施	「家庭向け低炭素化普及促進事業」の実施と合わせて、補助事業に関連する外部組織と連携し、補助事業の周知を実施します。
			(2)低炭素化住宅・脱炭素化住宅の普及促進	市の広報媒体を活用した情報発信	環境分野に関する情報を市ホームページで発信するとともに、広報紙で省エネ情報の特集を組むなど、幅広く市民に情報発信していきます。
				家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【拡充】	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進します。
				ZEHの導入促進【新規】	ZEH導入を支援することにより、脱炭素化住宅の普及促進を図ります。
		省エネ促進等住宅改修支援事業の実施	住宅の性能・機能を向上させるための改修工事に対する補助を実施します。		
		1-1-2 事業所における低炭素化の促進	(1)人づくり支援と情報の充実	SDGs人づくりプラットフォームにおける低炭素化好事例の普及展開【新規】	行政をはじめ、地域の企業、NPO、教育機関などの多様な主体と連携しながら、勉強会等の開催やホームページ等における普及啓発を実施していきます。
				市の広報媒体を活用した情報発信(再掲)	環境分野に関する情報をホームページで発信するとともに、広報紙で省エネ情報の特集を組むなど、幅広く市民に情報発信していきます。
			(2)事業所における実践行動の促進	EVの導入促進【新規】	EV導入を支援することにより、一般家庭の脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図ります。
				「新しい生活様式」に対応した低炭素な事業活動の促進【新規】	コロナ禍を契機として、「新しい生活様式」に基づくテレワークやWeb会議など、ICTを活用した環境にやさしい施策を推進する。
				融資制度等による環境保全対策の支援	中小企業の省エネなどの設備導入に活用できる融資制度や融資を活用する際の保証料の補助を実施します。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	・栃木住宅協会、栃木県自動車販売協会、宇都宮市内住宅展示場、自動車メーカー等、補助事業に関する資料を送付し、外部組織と連携した補助事業の周知活動を実施。	・今後も継続して周知活動を行うとともに、電気自動車の普及率をさらに促進させるため、自動車メーカー等に電気自動車の補助内容について詳しく周知していく必要がある。
計画どおり	・広報紙に省エネに関する特集やもったいない運動の取組事例を掲載し、市民にわかりやすい情報発信を行うなど、普及啓発を実施した。	・今後も広報紙を活用した情報発信を継続するとともに、SNSの活用、イベント等と連携するなど、様々な媒体を活用した情報発信について取り組んでいく。
計画どおり	・一般家庭の脱炭素化の促進や、災害時にも対応できる「自立分散型エネルギー」の普及促進を図るため、ZEH補助を開始。 ・給電性能を備えたEVIについて、補助申請件数増に向けて、補助要件の緩和や、自動車販売店協会等への周知等を実施。 ・補助実績については、令和2年度を上回る申請があり、脱炭素化の促進に貢献した。 ・給電性能を備えたEVIについては、さらなる普及拡大を図るため、より一層の周知が必要である。	・自立分散型エネルギーの普及のため、引き続き市民に対する周知・啓発を実施するとともに、固定価格買取制度による買取期間の終了を踏まえた市民の実態や、補助実績、国や県の動向等を踏まえ、補助制度見直しの検討を行う。
計画どおり	・一般家庭の脱炭素化の推進や、災害時にも対応できる「自立分散型エネルギー」の普及促進を図るため、住宅メーカー等に周知を行いながら、補助事業を実施した。 ・令和3年度の補助件数は50件となった。	・引き続き、家庭における脱炭素化や、災害に対するレジリエンス強化を促進するため、ZEH補助について周知啓発を実施していく。
計画どおり	・令和3年度は、計419件の内、2割を断熱改修工事で補助した。 ・ 外壁改修工事 4件 ・ 窓改修工事 96件	・引き続き、住み慣れた住宅の性能・機能を向上させることによる、良質な住宅ストックの形成に向けて、事業の着実な推進に努めていく。
計画どおり	・出前講座の開催、事業者対象の勉強会や会員交流会を開催し、事業者に対し普及啓発を図った。 出前講座 13回(457名) 勉強会 1回(14名) 会員交流会 2回(21名) ・より多くの事業者の実践を促すため、事業者の求める情報を収集し、発信する必要がある。	今後も、多様な主体と連携し、効果的な手法を検討しながら、勉強会の開催や会員交流会、ホームページ等における普及啓発を実施していく。
計画どおり	・広報紙に省エネに関する特集やもったいない運動の取組事例を掲載し、市民にわかりやすい情報発信を行うなど、普及啓発を実施した。	・今後も広報紙を活用した情報発信を継続するとともに、SNSの活用、イベント等と連携するなど、様々な媒体を活用した情報発信について取り組んでいく。
計画どおり	・給電性能を備えたEVIについて、補助要件を緩和したことにより、補助件数が令和2年度から増加した。 (令和2年度:1件 → 令和3年度:14件) ・給電性能を備えたEVIについては、さらなる普及拡大を図るため、より一層の周知が必要である。	・給電性能を備えたEVIについて、国が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店と連携した周知を随時行う。
計画どおり	・新型コロナウイルス感染症による世界的な経済危機からの復興と地球温暖化対策などの環境政策を融合させる「グリーン・リカバリー」について周知し、設備投資における省エネ設備の導入促進を図った。 ・「宇都宮市 カーボンニュートラル の実現に向けた基本方針」において、脱炭素型のライフスタイル・ワークスタイルへの行動の変容を位置付けた。	・「新しい生活様式」に対応した低炭素な事業活動について引き続き周知を図るとともに、事業活動の脱炭素化に向けた支援策について検討を行う。
計画どおり	・中小企業の省エネなどの設備導入に活用できる融資制度や融資を活用する際の保証料の補助を実施し、平成30年度にハイブリット車の購入にかかる融資を行った。	・今後も、省エネなどの設備導入にかかる融資案件の増加を図るため、当該資金について積極的に周知を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-1	低炭素化の促進	1-1-3	市役所における低炭素化の促進	(1)市役所業務における温室効果ガス排出量の削減の推進	市役所におけるエコオフィス活動の推進	市も一事業者として、職員による電気、燃料、用紙等の使用量の抑制等の環境に配慮した事務事業を推進します。
					エネルギー利用設備に係る高効率化の推進【新規】	施設の新築や改築・設備の更新などの時期に併せ、照明や空調機などのエネルギー利用設備の高効率化を図る。
					市有施設の電力の調達における低炭素化の推進【新規】	地域新電力を活用するなど、環境負荷の低い電力の調達を推進する。
1-2	自立分散型エネルギーの普及促進	1-2-1	創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進	(1)創エネ・蓄エネの導入促進	家庭における創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施【拡充】(再掲)	太陽光発電システムや蓄電池等の導入支援策により、住宅における脱炭素化の促進と、エネルギーの効率的な利用を推進します。
					事業所における創エネ・蓄エネの普及促進【新規】	事業者に対する電気自動車の導入補助制度の運用に際し、蓄電池として活用できる電気自動車の導入を勧めることなどにより、自立分散型エネルギーの普及促進を図る。
				(2)創エネ・蓄エネを活用した市有施設の低炭素化の推進	地域防災拠点施設における創エネ・蓄エネ設備の導入推進【拡充】	市有施設における創エネ・蓄エネの導入を推進していきます。
					太陽光発電向け市有財産貸出事業の実施	発電事業を行っている4事業者12施設との調整を継続して実施や社会情勢に応じた事業の在り方について検討していきます。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 「もったいないEMS」における各種研修や啓発紙の発行等による周知啓発を行い、庁内におけるエコオフィス活動を推進できた。 カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー化に重点を置いたエコオフィス活動の徹底に向けた職員教育の強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き庁内啓発紙や研修等を通じて、職員によるエコオフィス活動実施強化のための周知啓発を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 施設の新築や改築、設備の更新の際には、従来よりもエネルギー効率の高いLED照明や空調設備を導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラルロードマップの策定を踏まえ、照明については更新時期を待たずに2030年までに市有施設の全照明をLEDにする。空調設備については、従来通り更新時期にあわせて導入するが、導入可能な設備の中で、最も省エネ性能の高い設備を導入する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 地域新電力会社からの供給を令和4年1月より順次開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、地域新電力会社等からの再エネ電力を調達するとともに、各施設への再エネ設備の導入を拡大していく必要がある。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭の脱炭素化の促進や、災害時にも対応できる「自立分散型エネルギー」の普及促進を図るため、ZEH補助を開始。 給電性能を備えたEVIについて、補助申請件数増に向けて、補助要件の緩和や、自動車販売店協会等への周知等を実施。 補助実績については、令和2年度を上回る申請があり、脱炭素化の促進に貢献した。 給電性能を備えたEVIについては、さらなる普及拡大を図るため、より一層の周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立分散型エネルギーの普及のため、引き続き市民に対する周知・啓発を実施するとともに、固定価格買取制度による買取期間の終了を踏まえた市民の実態や、補助実績、国や県の動向等を踏まえ、補助制度見直しの検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 本市の課題である運輸部門の温室効果ガス排出量の削減に向け、事業者の脱炭素化に向けた補助制度について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のニーズや社会情勢の変化、国の動向等も踏まえ、今後の補助制度の実施について継続的な検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 平成27～28年度にかけ、地区市民センターに太陽光発電施設及び蓄電池を設置。 地区市民センターの電力使用量調査結果から、蓄電池の有効活用について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池の活用により、スマートシティ関連や地域新電力事業と連携しながら、より効果的なレジリエンス向上策について検討を行っている。 市有地・市有施設における再エネポテンシャル調査を実施し、創エネ・蓄エネ設備の導入拡大とさらなるレジリエンスの向上を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業を行っている4事業者に対し、12施設の屋根や土地を継続して貸し出しており、各施設に太陽光発電設備が設置されている。 固定価格買取制度における買取価格の低下や、東京電力の連携制約など社会情勢を踏まえ、現在は新規貸し出しを中止。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も貸し出し施設について管理状況等の確認や調整を継続して行うとともに、事業の在り方についても、引き続き社会情勢を踏まえ検討を行っていく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-2	自立分散型エネルギーの普及促進	1-2-2	地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用	(1)地域エネルギーの活用によるまちの活性化	地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進【新規】	官民共同により地域新電力会社「宇都宮ライトパワー株式会社」を設立し、市内のバイオマス発電や家庭用太陽光発電などの再生可能エネルギーを調達し市有施設等に供給する「再生可能エネルギーの地産地消」を推進します。
					大谷地域に賦存する冷熱エネルギーを活かした活性化策の実施	大谷地域の冷熱エネルギーを活用した地域活性化につながる活動を支援します。
				(2)脱炭素化に向けた水素エネルギーの活用	燃料電池車の導入促進【新規】	県と連携しながら、市内に水素ステーションの誘致を図るなど、燃料電池自動車等の普及促進を図ります。
					再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの構築に向けた検討【新規】	再生可能エネルギーを活用した、地産地消できる水素製造手法について調査研究を行います。
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	(1)地域、街区等におけるエネルギーの合理的な利用の推進取組の推進	駅東口地区整備事業におけるエネルギーの合理的な活用手法の検討	街区レベルでエネルギーを効率的に利用する手法を検討し、都市の低炭素化を推進します。
					東部総合公園の整備における環境負荷の少ない拠点形成【新規】	東部総合公園の整備にあたっては、周辺の良好な自然環境への配慮・調和を図るとともに、区域内で太陽光発電などの自然エネルギーや未利用エネルギーを積極的に活用するなど、低炭素化に資する取組を推進する。
					コジェネ等を活用したエネルギーの効率的利用の促進【新規】	コジェネ等を活用しながら地域・街区等で電気や熱を融通し合うエネルギーの面的利用を促進し、エネルギーの効率的な利用によるコストダウンや省CO2を図ります。
					地域新電力によるAI・IoTを活用した電力調達やエネルギー融通の推進【新規】	更なる温室効果ガス排出の削減に向け、地域の再生可能エネルギーを効果的・効率的に活用するため、地域新電力によるエネルギーマネジメント等の検討を行います。
					地域拠点や産業拠点におけるエネルギーの相互利用の推進	LRT沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用における低炭素化の促進を図ります。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月に、官民共同により地域新電力会社「宇都宮ライトパワー株式会社」を設立し、令和4年1月から、クリーンパーク茂原等の電力を市有施設等に供給する「小売電気事業」を開始し、再生可能エネルギーの地産地消を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力の受給バランスの状況等を踏まえながら電源と需要家の拡大を図り、安定的な小売電気事業の運営を行い、再生可能エネルギーの地産地消を推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の冷熱エネルギー活用事業については、大谷夏いちご栽培への新規参入者が2社となった。 冷熱エネルギーの安定的・持続的な活用に向け、令和元年度～3年度に実施したモニタリング調査結果を踏まえ、最適な熱利用・管理方策の指針を取りまとめた「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、民間事業者が行う冷熱利用機器の導入等を支援するとともに、「冷熱エネルギー利用ガイドライン」を活用した事業のPRを行うなど、冷熱エネルギー活用事業のさらなる拡大を図る。 大谷夏いちご栽培事業の安定化に向けた新たな支援制度についても、庁内関係課と連携しながら検討していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 国や県と意見交換を実施しながら、燃料電池車の普及に向けた県央地区における水素ステーションの誘致に向け、他県事例や事業者の動向等の情報収集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県や周辺自治体の動向を注視しながら、燃料電池車自動車の普及に向けた水素ステーションの誘致について引き続き検討していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に設置された「栃木県県央地区における水素活用検討会」において、国・県や近隣自治体、民間事業者等と意見交換を実施しながら、産業利用や農林業利用等モビリティ以外も含めた水素需要の掘り起こしとサプライチェーンの創出に向けた検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県や近隣市町の動向を注視しながら、県央地区における水素需要の創出とサプライチェーンの構築について検討を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ライトキューブ宇都宮において、豊富な地下水資源を有する地域特性を生かし、地下水熱を活用した熱源機を採用したほか、民間事業者においても、高度専門病院に地中熱を活用した熱源機を採用するとともに、全施設へのLED照明や節水型衛生器具の採用、外壁等の遮熱性能の強化など環境配慮型の施設整備に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者であるうつのみやシンフォニーに対し、低炭素な街区形成に向け、計画見直し中となっている複合施設棟②においても、環境に配慮した施設整備を行うよう促している。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月に、都市計画決定するとともに、令和4年3月に都市計画事業認可を取得し、事業に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> 東部総合公園の整備にあたっては、本市が目指す公園施設や脱炭素化に資する設備等の導入可能性について、本事業に参画意欲のある事業者とヒアリング等を実施し、その結果を踏まえた募集要項等を作成し、事業者公募を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と意見交換を実施しながら、エネルギーの効率的な活用のあり方について調査・研究を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き民間事業者等とも意見交換を行いながら、エネルギーの効率的な利用や地域・街区レベルでの面的利用のあり方について検討を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> LRT沿線における公共・民間施設や公共交通の脱炭素化に向け、地域新電力によるエネルギーマネジメントの手法等について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者や大学と連携しながら、AI・IoTを活用したエネルギーマネジメントの活用可能性等について検討していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 清原工業団地TCへのPPA事業を活用した太陽光発電及び蓄電池の導入について、方向性を整理した。 平出町TCゾーン整備事業において、低炭素化を図る手法について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 先進事例等の調査を踏まえつつ、関連する事業と連携しながら、TC周辺街区ごとの最適な低炭素化技術を検討する。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-1	環境負荷の少ない都市整備	(2)ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けたまちづくりとの連携	環境負荷の少ないまちづくりに向けた集約型都市構造の推進	LRT沿線のトランジットセンター周辺のまちづくりについて、街区レベルでのエネルギーの効率的な活用における低炭素化の促進を図ります。
					都市機能等の適正な立地誘導に向けた「立地適正化計画」の推進	NCCの形成に向け、立地適正化計画等で定めた都市拠点や地域拠点への居住や医療、商業などの都市機能の立地誘導に係る取組を推進する。また、市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺を中心とした地域コミュニティや活力維持に向けて、良好な居住地形成が図れる地区計画制度の活用促進を図りながら、地域特性に応じた適正な土地利用を推進する。
		1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	(1)LRTの整備や公共交通網の再構築	ICカードを活用した公共交通の利便性向上策の実施【拡充】	・より便利に市内を移動できる本市独自の運賃負担軽減策の一つとして、パスの上限運賃制度を導入します。
					LRTの整備	東西基幹交通となるLRTを整備し、低炭素型公共交通ネットワークの充実に図ります。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・清原工業団地TCにおける自立分散型エネルギーの導入に向けた検討を実施し、方向性の整理と実施計画への計上を行った。 ・街区レベルでのエネルギーの効率的な利活用による大幅な低炭素化の実現に向けて、民間事業者等の支援方法等について調査、研究を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等の調査を踏まえつつ、関連する事業と連携しながら、清原工業団地TCへの低炭素技術の導入やTC周辺街区ごとの最適な低炭素化技術を検討する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・NCCの形成に向け、各拠点において地域特性に応じた生活利便施設等の誘導・充実を図るため、事業者や関係団体等に対するヒアリングや出前講座等を通して、本市まちづくりの考え方の理解促進や各種支援策の積極的な周知を図るとともに、各拠点における防災性・安全性の向上により、都市機能等の誘導を促進するため、誘導施設の浸水対策への支援制度を構築した。 ・市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺において、地区計画制度の活用に向け検討を行う地域主体の取組に対し、各地域の実情に応じた検討の進め方に合わせて支援を行うとともに、地域が主体となった地区計画の活用促進に向け、住宅団地開発における公共施設整備費の一部を補助する支援制度を構築した。 ・こうした取組を通して、各拠点への都市機能等の誘導を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各拠点への生活利便施設等の誘導を着実に推進するため、引き続き、地域住民や事業者、関係団体等に対する各種支援策の積極的な周知及び活用促進を図るとともに、民間誘導に向けた施策の充実を図る。 ・市街化調整区域の地域拠点等への住宅や店舗の立地につながる地区計画制度等の活用促進に向けて、引き続き、地域への働き掛けや機運醸成を図るとともに、地域の主体的な取組を積極的に支援する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカードを使用し、市内間のバスを日中(午前9時～午後4時に降車)に利用した場合、バスの1乗車当たりの運賃の上限が400円となる「バスの上限運賃制度」を6月に導入した。 ・「バスの上限運賃制度」の導入と合わせ、郊外部の住民を対象にモビリティ・マネジメントを実施し、利用促進を図った。 ・今後ICカードが使用できる公共交通機関の拡充を図るとともに、更なる運賃負担軽減策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通へ交通ICカードシステムを導入するとともに、バス・地域内交通間の乗継割引制度を導入する。 ・交通事業者と協議・調整を図りながら、LRT導入に合わせた、LRTとバス・地域内交通間の乗継割引制度の導入や、更なる運賃負担軽減策の検討に取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 【①昨年度の評価(成果や課題)：JR宇都宮駅東側のLRTの整備及び駅西側のLRTの導入の検討】 ・JR宇都宮駅東側について、ルート全線で整備工事の最終段階となるレール敷設などの軌道工事や停留場整備、電車線工事を実施するなど着実に整備を進めた。 ・広報紙や動画など、様々な媒体を活用した「幅広い情報発信」やオープンスクエア、各地区市民センター等における移動型オープンハウスでの直接の意見交換による「双方向の取組」を通じて、まちづくりの効果や整備の進捗状況など、最新の情報を提供するとともに、車両納入を機にライトライン見学会を継続して開催することにより、多くの方に「参加・体験型の取組」を通じて、市民理解の促進及び機運の醸成に取り組んだ。 ・LRT導入後の交通ルールについて、オープンスクエアや出前講座などで説明するとともに、県や県警など関係機関の協力を得ながら、免許センター等でのチラシ設置や映像放映を実施するなど、情報発信に取り組んだ。 ・JR宇都宮駅西側について、整備区間の検討を行うとともに、桜通り十文字付近までの導入空間の検討や道路管理者等の関係機関と協議を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅東側については、引き続き、安全対策を講じながら、レール敷設などの軌道工事や停留場整備、電車線工事などの各種整備に取り組むとともに、芳賀町や宇都宮ライトレール株式会社と連携し、国などの関係機関と調整を行いながら、竣工検査や試運転、運輸開始認可の法定手続きなど、開業に向けた取組を進める。 ・また、開業記念事業やドネーション、ネーミングライツの募集など、市民参加・体験の取組を行うことで、公共交通の利用転換につながるよう機運の醸成を図る。 ・啓発動画や周知チラシを交通安全教室で活用するなど、様々な機会を捉えたLRT交通安全教育に取り組むとともに、YouTube等での周知に加え、県庁の出先機関や関係施設(博物館や道の駅)、免許センター等での映像放映、さらには公共交通利用促進と合わせて交通ルールについて全戸周知を行うなど、引き続き、県や県警など関係機関の協力を得ながら、全市民に対し、幅広く交通ルールの周知啓発を図る。 ・JR宇都宮駅西側のLRT導入については、桜通り十文字付近から西側を含め、軌道施設を道路空間に導入した際の影響の調査・検討や、関係機関との協議を実施した上で、整備区間を示し、その後、特許取得に向けた整備に係る各種検討を行うとともに、まちづくりと連携を図りながら、地元商店街やまちづくり関係団体の方々へ事業化に向けた検討状況について説明し、意見交換を行うなど、LRTの導入に向けた機運の醸成を図る。 ・JR宇都宮駅東側における整備の進捗状況、JR宇都宮駅西側の事業化に向けた検討状況について、オープンスクエアや広報紙、動画など、様々な媒体を通じて、分かりやすい情報発信に取り組む。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-2	エコで便利な交通体系の構築	(1)LRTの整備や公共交通網の再構築	公共交通等のネットワーク化の強化	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワーク構築に向けて、LRTの導入を踏まえたバス路線の再編を行い、鉄道やLRT、地域内交通等と連携した効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。
				(2)自転車を利用しやすいまちづくりの推進	自転車を利用しやすい空間の確保	自転車の利用しやすい空間の構築を目指し、自転車走行空間の整備を実施します。
					レンタサイクルの拡充	レンタサイクルの利便性向上を図るとともにシェアサイクル事業の実現に向けた検討します。
				(3)低炭素型モビリティの導入促進	自転車通勤の促進	出前講座等を活用して企業の自転車通勤の促進を図ります。
					EVの導入促進【拡充】	EV導入を支援することにより、一般家庭の脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図ります。
					電気自動車等のカーシェアリングの導入検討	「LRT沿線における低炭素化促進事業」における端末交通の低炭素化策の構築を目指します。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・駅東側バス路線再編については、再編後のバス路線の運行経路や運行本数等について、バス事業者と協議・調整を進めた。 ・駅東側再編の円滑な実施に向けて、令和4年度に、駅東側バス路線再編の実施計画となる運行ルートや運行本数など詳細をとりまとめた「地域公共交通利便増進実施計画」を策定する予定であり、地域住民との意見交換やバス事業者などとの協議を経て、計画内容をとりまとめる必要がある。 ・LRTの駅西側整備の検討状況を踏まえながら、再編後のバスの運行経路や運行本数等の検討を進めた。 ・地域内交通の利便性の向上と運行の効率化を図るため、ICTを活用した予約配車システムの実証実験を実施し、検証結果の取りまとめを行った。 ・地域内交通について、郊外部全地区において地域内交通を運行し、地域の実情に即した移動手段を確保するとともに、市街地において、石井地区で本格運行を開始させたほか、地域内交通の導入を検討する明保地区や峰地区、細谷・上戸祭地区において、勉強会やアンケート調査などを実施した。運行区域の拡大や市街地への導入など、各地域の特性や意向に応じた支援を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅東側バス路線の再編について、「地域公共交通利便増進実施計画」の策定に向けて、引き続き駅東側の再編後のバス路線の運行経路や運行本数などについてバス事業者などと最終調整を進める。 ・駅西側バス路線の再編について、駅西側LRTの整備区間の検討状況や現在のバス利用者の利用状況などを踏まえながら、大通りにおけるバスとLRTとの最適な役割分担について検討する。 ・地域内交通について、持続可能な運行に向け、引き続き地域の取組を支援するとともに、地域内交通の更なる利便性の向上と効率化を図るため、「地域」「事業者」「市」の連携を図りながら、ICTを活用した予約配車システムの導入を推進する。また、市街地における導入に向けて、明保地区においては、令和5年6月の試験運行開始に向け準備を進めるほか、検討を進めている地区に対しては、運行計画の素案作成やアンケート調査の実施など、支援を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車専用通行帯や矢羽型路面表示などの整備手法を用いて、約8.0km整備し、全体では令和3年度末までに約59.3km整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道20号線(護国通り)など約7.0kmを整備
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 【レンタサイクルの適切な運営】 ・利用者数 41,368人(利用率:64%) ・電動アシスト自転車のバッテリーの更新 【シェアサイクル化の検討・実施】 ・ICTを活用したシェアサイクルの導入に向けた実証実験の具体策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 【レンタサイクルの適切な運営】 ・レンタサイクル利用者へシェアサイクルに関するアンケートを実施予定 ・多様なキャッシュレス決済の導入についての検討 【シェアサイクル化の検討・実施】 ・中心市街地において実証実験の実施
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ・市HPや健康ポイントアプリ等を活用して自転車の利用促進に向けた周知 ・自転車利用における健康状況の変化を把握するモニタリング調査の実施に向けて、宇都宮市医療保健事業団と意見交換の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の開催 ・健康アプリを活用した自転車通勤の促進に係る周知啓発
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・給電性能を備えたEVについて、補助要件を緩和したことにより、補助件数が令和2年度から増加した。 ・給電性能を備えたEVについては、さらなる普及拡大を図るため、より一層の周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給電性能を備えたEVについて、国が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店等と連携した周知を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・端末交通のEV化による低炭素化について、スマートシティの取組と連携した検討を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・端末交通のEV化による低炭素化に向け、民間事業者と意見交換等を行いながら課題の整理や解決策の検討を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
1-3	環境にやさしいまちづくりの促進	1-3-3	気候変動への適応策の推進	(1)気候変動に関する普及啓発	気候変動に関する理解と適応策の実践に向けた情報発信【拡充】	気候変動への「適応」に関する正しい理解を促進するための情報発信を推進します。
					局地的な集中豪雨等への対応【拡充】	・豪雨等の被害を最小化するための取組として、市民等の参加を得て水防訓練や土砂災害・全国防災訓練を実施します。 ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている浸水被害の軽減に向け、河川改修や調整池、雨水幹線の整備、雨水貯留浸透施設設置等を推進します。
				(2)気候変動への適応策の推進	熱中症対策の推進【拡充】	HPや広報紙等を活用した熱中症予防について周知啓発・注意喚起を実施します。
					農業における気候変動による影響への対応【新規】	県やJAをはじめとした関係機関と連携し、高温対策技術等の普及、作期分散や高温耐性品種等の導入支援などに取り組む。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への「適応」について、市HPや環境出前講座等において普及啓発を実施し、事業の目的を達成することができた。 ・一方、具体的な適応策について、関係各課と連携しながら、取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に位置付ける地域気候変動適応計画に基づき、本市における「適応」に関する施策等と関係課と連携しながら推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> (警防課) <ul style="list-style-type: none"> ・水防訓練については、消防職員・消防団員により、実災害時に起こりうる状況を想定した訓練を実施し、水防活動体制の充実・強化が図れた。 (河川課) <ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害・全国防災訓練」については、地域住民、行政、防災関係機関連携のもと、住民避難訓練・情報伝達訓練等を実施し、実効性の高い警戒避難体制の強化や防災意識の向上を図った。 (河川課) <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害の軽減に向け、計画的な河川整備を自然環境に配慮しながら取り組むことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> (警防課) <ul style="list-style-type: none"> ・近年、気候変動による局地的豪雨に伴う自然災害が発生している。甚大な被害をもたらす水害に対し、常備消防保有資器材はもろること、消防団及び関係機関と連携を図りながら、より安全・確実・迅速な活動を計画し、さらには市民の水防に対する理解及び防災意識の高揚を図っていく。 (河川課) <ul style="list-style-type: none"> ・本市においても、近年、大雨や台風による土砂災害など甚大な被害が発生していることから、土砂災害による市民の生命・財産の保全及び被害の軽減を図るため、「土砂災害・全国防災訓練」を主催し、避難体制の強化と防災意識の向上を図っていく。 (河川課) <ul style="list-style-type: none"> ・台風や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などを所管する関係課が溢水・浸水箇所の情報を共有化するなど、更に連携を強化して、自然環境に配慮しながら計画的に対策を推進する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の「熱中症警戒アラート」の全国的な運用開始に伴い、発出時の適切な行動について市民の理解促進を図るため、市ホームページや広報紙、健康ポイントアプリ等の各種広報媒体を活用し、分かりやすい普及啓発に取り組むとともに、施設所管課と連携のもと、地区市民センターや体育施設などの公共施設におけるポスター掲示やリーフレットの配布により広く市民に周知を図った。特に、熱中症の発症リスクが高い子ども、高齢者、障がい者に対し、施設職員が適切に対応できるよう会議等の場を活用しながら説明したほか、アラート発出時には所管課を通じて施設等に迅速な注意喚起を行った。 ・令和3年度の熱中症による救急搬送は134件となっており、市民が熱中症の理解を深め、予防行動の実践につなげる必要があることから、関係機関と連携のもと、引き続き、熱中症予防について周知啓発・注意喚起に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防に関する正しい知識の啓発を行うため、引き続き、庁内関係課と連携し、これまでの取組を継続するとともに、市民サービスを提供するあらゆる場面において、熱中症予防につながる行動を適切にとれるよう、職員を対象とした研修を実施する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、農業者への高温対策技術対策等の周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県やJAをはじめとした関係機関との連携により、高温技術対策等の周知を行うとともに、高温耐性品種等の開発状況や農業者のニーズ等を踏まえながら、必要な支援を検討していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
2-1	ごみの発生抑制・再使用の促進	2-1-1	普及啓発の推進	(1)普及啓発の推進	もったいない運動との連携	市民会議や民間企業と連携し、市民・事業者に対して幅広くもったいない運動について周知します。
					分別強化の推進【拡充】	様々な機会や場、媒体を活用して、ターゲットを捉えた発生抑制・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図ります。
					環境教育の推進	市民や学校等の各ターゲットに応じた効果的な周知をし、地球温暖化を始めとする環境問題の解決のため、市民の環境に対する理解や意識をさらに高め、問題解決能力を育成し、市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践につなげていきます。
					家庭系生ごみの減量化の推進	排出段階において水切りの徹底を励行するとともに、家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進します。
					きれいなまちづくりの推進	美化推進重点地区内の巡回指導や路面標示による啓発を実施するとともに情報媒体等を活用した条例の周知啓発を実施します。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベントやHP等を活用しながら、もったいない運動の取組を発信し、普及啓発を図った。 市民・事業者が一体となって取り組めるよう、市民会議委員の主体的な情報発信が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き市民会議や民間企業等と連携し、それぞれが所有する様々な媒体を活用するなどの情報発信を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 分別講習会や市ホームページ、広報紙等に加え、新たに分別講習会の動画を作成し、ユーチューブを活用した配信を行うなど、様々な機会や媒体を活用した周知啓発を推進した。 また、分別アプリの多言語拡充や国際交流プラザと連携した外国人住民への周知啓発、不動産管理会社や大学等と連携した分別チラシの配布など、市の情報が十分に伝わりにくい外国人や共同住宅世帯に対する周知啓発に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用したごみ分別に関する周知啓発や、資源とごみの分け方・出し方を分かりやすく説明した分別動画の配信を実施 外国語版分別チラシや分別アプリを活用するほか、国際交流プラザ等との連携により、市の情報が伝わりにくい外国人や共同住宅世帯に対するごみの分け方・出し方の周知啓発を強化
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 市民や学校等への出前講座等とおして、環境問題解決のための、行動変容を促すことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、出前講座等とおして、環境教育の推進を図っていくほか、関係機関との連携を一層強化し、市民や学校等に対し、効果的な事業を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 分別講習会等において、生ごみの水切り徹底を推進するとともに、家庭用生ごみ処理機の利用拡大と継続利用に向けた情報の発信等により、生ごみの減量化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 分別講習会や各種イベントなどにおいて、生ごみの発生抑制のための周知啓発を実施 家庭用生ごみ処理機の補助制度を周知することによる利用者拡大と継続利用に向けた情報の発信 生ごみの減量化に向けた水切り器の無料配布
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ごみのポイ捨て防止等を啓発するため、中心市街地の「美化推進重点地区」において、指導員による土日を含めた毎日の巡回指導時に外国語版リーフレットを活用しながら外国人に対して指導を行った。また、劣化している路面標示の計画的な修繕や、オリオンスクエア内の大型映像装置、広報紙や自治会回覧、スマートフォンアプリケーションなどを活用した周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、これまでの取組を継続して実施するとともに、特に居住者として増加している外国人に対しては、より効果的・効率的な周知方法を検討・実施するなど、ごみのないきれいなまちづくりを推進していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
2-1	ごみの発生抑制・再使用の促進	2-1-2	発生抑制・再使用の推進	(1)発生抑制の促進	食品ロス削減の推進【新規】	講習会等を通じた市民への意識啓発により、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進します。 また、様々な機会を活用し、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブを活用し、食品ロスの発生抑制を推進します。
					プラスチックごみの発生抑制の推進【新規】	プラスチックごみ削減の観点からレジ袋の削減を図るため、市民・事業者・行政が一体となって、「もったいないレジ袋削減運動」を推進します。また、事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り・量り売りの推進、詰替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を図ります。
				(2)再使用の促進	リユース品の利用促進	リユース品の利用を促進するため、市内における流通状況等を把握し、新たなリユースの可能性や利用促進に向けた方策等を検討する。
					粗大ごみの再生品販売	粗大ごみをリユース品として新たに活用するなど、市民のリユース品への理解促進を図ります。
2-2	資源循環利用の推進	2-2-1	資源循環利用の推進	(1)資源循環利用の推進	拠点回収事業における資源化の推進【拡充】	清掃センターにおける剪定枝の拠点回収を通年で実施し、チップ化した剪定枝を市民に無料配布するなど、家庭系焼却ごみの減量化・資源化を推進します。 また、家庭から排出される不要となった食用油、小型家電、インクカートリッジを拠点回収することで、焼却ごみの減量化、資源化を図ります。
					公共施設における資源化の推進	市有施設から発生する剪定枝などの資源化を図るとともに、更なる資源化を推進するため、清掃工場におけるバイオマス発電等の熱エネルギーの有効活用する。
					新たな資源循環利用の推進	先進自治体や資源化事業者からの情報収取を実施するとともに、組成分析調査の調査結果を踏まえながら新たな資源循環利用の仕組みづくりについて調査研究を進めていきます。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブの通年受付や事業者と連携したフードドライブの実施によりフードドライブの参加者が増加し、未利用食品の有効活用の推進を図った。 ・自治会回覧や広報紙、ごみ分別アプリのほか、新たにバス停モニター等を活用するなど、様々な機会や媒体を活用した周知啓発により市民・事業者への意識醸成に努めた。 ・「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進による事業者と連携した食べ切り・使い切り等を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎におけるフードドライブの通年受付、事業者と連携したフードドライブの実施 ・分別講習会や市ホームページ、広報紙等の様々な機会や媒体を活用した食品ロス削減に関する周知啓発の実施 ・「もったいない残しま10！運動」協力店の登録促進 ・食品ロス削減に向けた新たな認定項目に基づくエコショップ等認定店との連携による市民や事業者の食品ロスの推進
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を活用した周知啓発のほか、エコショップ等認定店における過剰包装の抑制やマイバッグ持参のPR等に取り組んだことで容器包装廃棄物の減量化を推進した。 ・“プラスチックとの上手なつきあい方”に関する啓発紙、「プラスチック・スマート通信」を新たに作成し継続的に市職員へ向けて周知啓発を実施し意識醸成に努めた。 ・戸別訪問指導時や食品衛生責任者講習会における、事業者への周知啓発を図った。 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の地図機能を活用したエコショップ・エコレストランの効果的な周知啓発を実施したことで、プラスチックごみ削減に対する市民への意識醸成に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を活用した過剰包装の抑制や詰替商品の利用促進、「もったいないレジ袋削減運動」の周知啓発 ・国の3R+リニューアブルの考えに基づく、リニューアブルの新たな視点を含めた市民・事業者への周知啓発の実施 ・大規模・中規模事業所への戸別訪問による適正処理の指導 ・プラスチックごみ削減に向けた新たな認定項目に基づくエコショップ等認定店との連携による市民や事業者のプラスチックごみ削減の推進
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場や各地区市民センター等と連携したリフレットの配布などの周知啓発を実施したことで、リユースに対する市民への意識醸成に努めた。 ・民間が主体となったリユース品の販売等によるリユース品の利活用が近年浸透してきており、市民自らリユースに取り組みやすい環境整備が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供 ・関係課・団体との連携による市民の主体的なリユースの取組の促進
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市環境学習センターで実施している家具・自転車の再製品提供事業について、ホームページからの申し込みを開始し、利便性を大きく向上することができた。 ・今後とも市民への周知啓発を実施し、リユース品の活用を促進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでの申し込みを継続するとともに、InstagramなどSNSを活用した情報提供や周知啓発を実施し、リユース品活用の促進を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンター下田原、クリーンパーク茂原における剪定枝資源化の通年実施により資源化量を増加させることができた。 ・食用油、小型家電、インクカートリッジの拠点回収については、資源化事業者等との連携による効果的・効率的な資源化の推進や、様々な媒体を活用した周知啓発の実施により安定的な回収量を確保することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝の拠点回収による資源化量の安定的な確保 ・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進 ・市有施設における使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の推進 ・市民のリサイクル意識の醸成に向けた拠点回収事業の周知啓発
計画どおり	<p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場における熱回収により、安定した熱エネルギーの有効利用が図られている。 ・市有地等から発生する剪定枝の資源化の実施および更なる資源化に向けた庁内における周知啓発を行い資源化を推進した。 <p>(廃棄物施設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンター下田原については、安定した熱エネルギーの有効利用が図られた。 ・クリーンパーク茂原については、令和4年2月のごみピット火災に伴う焼却ごみ処理の停止により、熱エネルギーの供給が停止している。 	<p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場における熱エネルギーの有効利用(ごみ発電) ・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進 ・市関連施設から排出される生ごみの費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化手法の調査研究 <p>(廃棄物施設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンパーク茂原の火災復旧工事を進め、焼却処理を再開し、清掃工場における熱エネルギーの有効活用を引き続き図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染防止のため組成分析調査実施を見送ったことから、焼却ごみに含まれる資源化可能品目の割合等を調査することはできなかったが、毎月毎の資源とごみ排出量の把握を行い、本市のごみ排出状況把握に努めた。 ・リサイクル技術の最新動向や他自治体の導入実績等の情報収集に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック使用製品廃棄物の資源化事業に係る先進事例の調査研究 ・プラスチック資源分別収集導入効果の検証の実施

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
2-2	資源循環利用の推進	2-2-2	各主体による資源化の促進	(1)市民・事業者主体による資源化の推進	リサイクル推進員活動支援の推進	地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進するため、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援します。
					エコショップ等の普及促進【拡充】	3R活動に積極的に取り組む小売店舗、飲食店舗等を「エコショップ」「エコレストラン」として認定し、取組内容を市民に広報することにより、市民・事業者の3R行動の実践と定着を図ります。
					資源物集団回収の推進	地域における資源物集団回収を通して、地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進しています。
					事業系ごみの減量化・資源化の促進【拡充】	生ごみや剪定枝などの、民間の資源化施設を活用した資源化への誘導や、生ごみの減量化に向けた事業者への支援に係る検討など、事業系ごみの減量化・資源化を促進します。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員を対象とした研修会の開催や情報誌「みやくるりん」の発行等により推進員に対する支援に努めた。 ・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動支援に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や施設見学会の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援 ・情報誌「みやくるりん」の発行 ・研修会資料の動画配信
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・認定店との連携により、レジ袋削減や簡易包装の促進など3Rの取組が促進されている。 ・ごみ分別アプリや情報紙「みやくるりん」等を活用した周知を実施したことで、認定店の普及啓発を図った。 ・一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、令和4年度より新たに「食品ロスの削減」や「プラスチックごみの削減」の認定要件を追加したところであり、事業系ごみの減量化が図られる制度に改正した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな認定要件に基づくエコショップ等認定店の普及 ・市ホームページ等を活用した認定店における取組内容等の紹介
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・実施団体に対する報償金や事業者に対する補助金の交付を実施した。 ・新聞や雑誌等の発行部数の減少や、スーパー等の店頭回収などの影響により、回収量が減少している状況においても、実施団体に対して効果的な周知や助言等の支援により、ごみの減量化・資源化を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施団体に対する報償金の交付 ・指定回収者に対する補助金の交付 ・実施団体の活動強化に向けた効果的な助言の実施
計画どおり	<p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な資源化手法の検証のため、事業系生ごみ処理機導入店舗の視察や費用対効果の試算を行い、事業系生ごみの減量化について調査研究を進めることができた。 <p>(廃棄物対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所と中規模事業所の戸別訪問指導時に、資源化可能なごみの分別徹底を指導した。 ・大規模事業所に対しては、提出を義務付けている事業系一般廃棄物減量等計画書に、事業系ごみの減量化・資源化に関する取組を記載させることにより、意識啓発を図った。 	<p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の主体的な資源化の取組を促進するため、他自治体の導入事例や費用対効果を踏まえた効果的・効率的な事業系ごみの減量化・資源化手法の検討 ・「プラスチック資源循環促進法」に基づく事業系プラスチックごみ削減のための様々な媒体を活用した周知啓発 <p>(廃棄物対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、戸別訪問指導時の分別指導を継続するとともに、大規模事業所に対して、事業系一般廃棄物減量等計画書への減量化・資源化に関する取組の記載をさせることにより、事業系ごみの減量化・資源化を推進していく。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
2-3	適正な処理の推進	2-3-1 適正な収集・処分体制の推進	ごみステーションの維持管理への支援	自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援を行います。	
			(1) 適正な収集・処分体制の推進	適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保	作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な処理運搬体制の維持を図ります。
			適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。 なお、老朽化が進むクリーンパーク茂原については、長寿命化総合計画を踏まえ、必要な修繕・整備工事の実施によりできる限り施設の長寿命化を図りながら安定的な処理体制を確保するとともに、将来的な施設更新を踏まえた検討を進めていく。	
		(2) 適正な処理の推進	事業系ごみの適正処理の推進【拡充】	事業所への戸別訪問指導や清掃工場における搬入指導(展開調査)を実施し、事業系ごみの適正処理の徹底に取り組みます。	
			災害廃棄物の適正処理に向けた対応【拡充】	災害廃棄物を円滑かつ適正に処理できるよう、災害種別に応じた仮置場候補地の確保や収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築、各種災害に対応するための手順などを検討します。	
		2-3-2 不法投棄の未然防止・拡大防止	(1) 適正処理の推進	様々な手法による市民等への適正処理に向けた意識啓発	広報紙やホームページ、自治会回覧など、様々な手法により市民等へ適正処理の意識を啓発し、不法投棄の未然防止を図ります。
	廃棄物排出事業者に対する指導【拡充】			産業廃棄物処理業者や排出事業者に対する立入調査や指導により、廃棄物の適正処理を推進します。	
	(2) 不法投棄の未然防止			不法投棄監視カメラの設置【拡充】	不法投棄多発地点に監視カメラを設置し、不法投棄の監視を行います。
			地域住民による監視活動、清掃活動への支援	地域住民による不法投棄監視活動を支援するほか、回収した集積ごみについて、行為者の特定に係る調査を実施するとともに、投棄物を撤去することで、原状回復や拡大防止を図ります。	
			市内郵便局との連携【新規】	「包括連携協定」を活用し、不法投棄の早期発見に向け、より速やかに対応できる体制を構築する。	
	(3) 不法投棄の拡大防止		不法投棄の速やかな回収・処分	不法投棄の現場を速やかに確認し、早期撤去することで、不法投棄の拡大防止に努めています。	
		不法投棄された土地の速やかな原状回復	自治回覧による周知啓発を行うとともに、通報等に基づく現地調査を速やかに実施し、土地の所有者等に対して適正管理の指導を行います。		

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 集合住宅管理者等に対する周知啓発を実施したことにより、ごみステーションの適正管理が図れた。 GISを活用して、ごみステーションの適正な維持・管理や美化への支援したことにより、ごみステーションの適正管理が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や集合住宅管理者等に対する適正排出に関する周知啓発の実施 自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGIS(地理情報システム)を活用し実施 GISを利用したごみステーション情報の管理
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 委託業者に対し年4回研修会を実施し、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を推進した。 ごみ収集運搬業務委託の更新時に効果的・効率的な引継ぎ体制がとれるよう、収集時に注意が必要なごみステーションの情報を集約することができた。 「ふれあい収集事業」の利用決定手順の効率化により、利用待機期間を短縮するとともに、収集を見直し、効率的な収集を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続 委託事業者更新時の効果的・効率的な引継ぎに向けたごみステーションの情報集約を継続して実施 「ふれあい収集事業」の適切な実施
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> クリーンパーク茂原は、ごみピット火災により令和4年2月から焼却ごみ処理を停止し、復旧工事を進めている。なお、クリーンパーク茂原で処理できない焼却ごみは、市内外の処理施設に処理を委託することにより、適正に処理を行うことができている。 クリーンパーク茂原長寿命化総合計画を踏まえ、基幹設備等の整備・修繕工事を実施しており、施設の長寿命化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンパーク茂原の火災復旧工事を進めるとともに、火災の再発防止策を講じ、引き続き、適切な施設の維持管理を行っていく。 クリーンパーク茂原長寿命化総合計画を踏まえ、計画的な整備・修繕工事を実施し、長寿命化を図りながら安定的な処理体制を確保するとともに、施設更新を踏まえた検討を進めていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 大規模事業所や中規模事業所への戸別訪問指導を計画的に実施した。(2年で全ての対象事業所を訪問する計画) R3年度訪問対象:大規模事業所150件、中規模事業所61件 R3年度訪問実績:大規模事業所150件、中規模事業所61件 ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出事案について調査・指導を実施した。(R3調査:98件、指導:32件) 清掃工場における搬入指導(展開調査)については、コロナ禍における感染拡大防止のため、実施しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模事業所や中規模事業所への戸別訪問指導については、「一般廃棄物処理基本計画」において、取組指標(事業所への戸別訪問指導の実施率100%を維持)として位置付けていることから、今後とも計画的に訪問指導を実施する。 今後も、ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出事案に対する調査・指導を実施し、適正処理を推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 「災害廃棄物処理対策マニュアル」に、損壊家屋の撤去等の項目を追加改定することで、一層の実効性を確保することができた。 マニュアル及び応援協定に基づく訓練等を庁内関係課や関係団体等を対象に実施し、初動対応期における行動や連携体制の理解を深めるとともに、対応の迅速化・円滑化を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員対応の円滑化・効率化・更なる向上を図るため、改定した「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく継続的な訓練等の実施
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに不法投棄に係る記事を掲載するとともに、R3年5月とR4年3月に広報紙に記事を掲載、R3年9月に自治会回覧を行ったことで、多くの市民等に廃棄物の適正処理意識の啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も様々な手法を活用し、廃棄物の適正処理意識の啓発を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業者に対しては、特に廃棄物中間処理施設などを中心として立入検査を実施し、廃棄物処理基準の遵守や、契約・マニフェスト等の適正処理について、適切な指導、助言を行った。 廃棄物排出事業者については大規模事業所と中規模事業所の戸別訪問指導を計画的に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き産業廃棄物処理業者や排出事業者に対する立入調査や指導を実施することにより、廃棄物の適正処理を推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄多発地点を中心として市内の各所に監視カメラを効果的に配置するとともに、不法投棄の継続した監視を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き市内の不法投棄多発地点に監視カメラを設置し、不法投棄の継続した監視を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が主体となる清掃活動については、要望があった地域に対し、収集した廃棄物を市が回収することで土地の原状回復を支援するとともに、土地の管理に対しては、不法投棄防止看板や資材(杭、ロープなど)を配付し、不法投棄の未然防止対策を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も住民意識の向上を図れるよう、地域住民が主体となる不法投棄監視活動や清掃活動を市が継続的に支援していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 市内郵便局からの不法投棄通報件数は0件であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も「包括連携協定」を活用し、不法投棄物を早期発見できるよう取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄の現場を速やかに確認し、警告文書を貼付したのち、一定期間経過後、関係課と連携して不法投棄物を速やかに回収・処分した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も不法投棄の通報等があった時点で迅速に現場を確認し、不法投棄の拡大防止のため速やかな回収・処分を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者や管理者の意識啓発に向け、R3年9月に土地の適正管理に係る自治会回覧を行った。 私有地に不法投棄された際、不法投棄の拡大防止を図るため、土地所有者や管理者等に投棄物の撤去を指導するとともに、再発防止に向け、土地の適正管理を指導した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、不法投棄の未然防止・拡大防止を図るため、土地の所有者等に対する周知啓発や指導を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-1	生物多様性の保全	3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	(1)自然に親しむきっかけづくり	人と生きもののつながりに関する周知啓発【拡充】	市有施設や各種イベントなどにおいて実施している自然環境パネル展に加え、ツイッター等のSNSや様々な広報媒体を活用し、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけとなる情報を発信します。
					自然観察会等の実施【拡充】	自然に親しむきっかけづくりとして、身近にある自然を活用した各種イベントにおける体験型プログラムなどの自然に親しむ活動を、内容の充実を図りながら実施します。
				(2)学ぶ場の創出	出前講座の実施【拡充】	次世代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代に対し、生物多様性に興味を持ち、理解を深めることができるプログラムを用意し、学校や地域等のニーズに応じた出前講座を実施します。
					生物多様性に配慮した事業活動へ向けた情報発信【拡充】	事業者にも生物多様性の大切さの理解を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン」の配布や、各事業者に合った取組事例の紹介を実施します。
					環境学習センターと連携した環境学習機会の提供【拡充】	あらゆる世代を対象とし、環境学習の拠点である環境学習センターを中核とした様々な場において、多様な主体と連携し、生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を実施します。
学校における意識の醸成【拡充】	未来を担う子どもたちの、生物多様性の大切さについての理解を促進するため、補助教材を作成し、活用します。					

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル展・広報紙・ホームページ等による情報発信に加えて、ツイッターによる情報発信の本格運用を開始した。 ・引き続き、生物多様性の認知度向上に向け、より効果的な周知啓発を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の認知度向上のため、パネル展・広報紙・ツイッター等、各世代に適した様々な広報媒体を活用して、身近でわかりやすい情報を発信していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・予定していた多くのイベントが新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、うつのみや文化の森で開催した自然観察会では参加者からの好評を得た。 ・引き続き、感染対策を講じながら、自然に親しむきっかけづくりとなる場を提供していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じながら、引き続き環境学習センター等と連携し、自然とふれあう体験型プログラムを充実させていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・主に小学校低学年以下を対象として、出前講座を11回(199名)実施することができ、生物多様性に興味を持ち・理解を深める機会を提供することができた。また、令和3年度は「宇都宮学」に対応した出前講座も開始した。 ・引き続き、感染対策を講じながら、生物多様性に関心を持たせ・理解を深める場を提供していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じながら、引き続き、子どもたちをはじめ幅広い世代を対象に出前講座を実施していくとともに、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場を提供していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市内工業団地の事業者へ、環境省が作成した「生物多様性民間参画ガイドライン」を配付し、生物多様性に配慮した事業活動について周知啓発した。また、事業者の取組事例について、ホームページやツイッターにより紹介した。 ・引き続き、事業者へ生物多様性の大切さの理解を促進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、生物多様性に配慮した事業活動の促進に向けて、事業者へ「生物多様性民間参画ガイドライン」を配付していくとともに、事業者の先進的な取組事例について、情報発信していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センターにおける生物多様性分野の講座や各種イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響にともない、一部中止になったものの、適切な感染防止策を講じながら実施することができた。 ・引き続き、感染対策を講じながら、生物多様性の大切さについての理解促進の場を提供していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じながら、引き続き、環境学習センターと連携して自然観察会等の身近でわかりやすい講座を実施していく。
計画どおり	<p>(景観みどり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」に基づく取組や緑の役割について、分かりやすく伝えるため、「みどりはともたち」を小学校(3年生)を対象に配布し、緑や自然環境に対する普及啓発を図った。各学校の状況に合わせて、授業等で活用されているが、更なる活用に向け、配布対象学年に応じた内容の見直し等を検討する必要がある。 <p>(学校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇都宮学」の学習単元「宇都宮の生きもの」における学習を通して、生物多様性の大切さについての理解促進を図った。今後は、更なる授業の充実を図る必要がある。 	<p>(景観みどり課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、第3次緑の基本計画や、小学校の授業との関連性等を踏まえ、より活用しやすい教材となるよう、内容の見直しを図り、普及啓発の充実に取り組んでいく。 <p>(学校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、「宇都宮の生きもの」の授業における実践事例を収集し、各学校で紹介するなど、授業の充実を図ることで、生物多様性の大切さについての理解を促進していく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-1	生物多様性の保全	3-1-1	生物多様性保全に関する意識の醸成	(3)活動へつなげる支援	環境リーダー等の人材育成	環境学習講座等々の実施から地域における環境保全活動を担う人材の育成を図ります。
					「こどもエコクラブ」の育成	子どもの頃から環境とふれあい、体験する、子どもエコクラブについて、講座等を実施するなどクラブの育成を図ります。
					うつのみや生きものつながり活性化事業の推進【新規】	地域特性に応じた里地里山の保全活動などに関するノウハウやフィールドを持つ市民団体と環境保全活動を通じた社会貢献に意欲を示す事業者を結びつけ、生物多様性保全活動の活性化を図ります。
		3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(1)生きものとその生息・生育環境の保全	自然環境基礎調査の実施・活用【拡充】	地域特性ごとの自然環境の現況や経年変化を確認するとともに、貴重な生きものや在来の生態系に影響を及ぼす生きものなどの状況を把握し、生物多様性の保全に向けて活用します。
					自然環境保全対策に関するアドバイザー会議の開催	周辺環境に与える影響が大きいと考えられる本市の公共事業を実施するにあたり、自然環境の保護・保全対策について自然環境専門家からアドバイスを受け、自然環境への負荷低減を図ることを目的とした会議を開催します。
					自然環境保全地域等の監視活動【拡充】	県の「自然環境の保全及び緑化に関する条例」で指定される自然環境保全地域等をはじめとした重要な地域について、盗掘等の防止対策として定期的な監視活動を実施します。
					里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化	公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携し、緑地保全活動や緑の普及啓発に努めるとともに、栃木県と連携し環境保全活団体等について情報発信を行いネットワークの構築を図ります。
					周辺環境と調和した多自然川づくりの推進	市民の河川愛護意識の高揚を図るため、市民協働による河川環境保全に向けた取組を推進します。
					森林施業の推進【拡充】	市有林においては市森林整備計画に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組みるとともに、民有林においては森林環境譲与税を活用し、宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や森林経営管理制度の推進に取り組みます。
					農村の自然環境・景観の保全	地域全体で農地等を維持・保全するための共同活動の支援を実施します。
					都市緑地の保全・活用【拡充】	戸祭山緑地や鶴田沼緑地について、(公財)グリーントラストうつのみやと連携しながら、維持管理を実施します。また、鶴田沼緑地において、未取得用地を買収するとともに、第1期事業期間が満了を迎えたことから、引き続き保全・活用するため、事業計画の見直しを行います。
					文化財の保存・活用	市民協働による文化財愛護活動を通して史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んでいきます。
					天然記念物の保全	樹勢回復が必要な天然記念物支援のため補助金を交付することや、市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を行い、樹勢の維持管理を実施します。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施にあたっては、教育機関や環境団体、地域団体等との連携を強化し、幅広い主体における人材育成を図ることが出来た。 ・環境保全活動を担う人材育成につなげるため、もったいない講座の実施における連携について、一層の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動に取り組む団体等に講座を実施してもらうよう働きかけを行うなど、地域団体との連携の強化を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センターを事務局とする環境未来館こどもエコクラブ及びみずほの自然探検隊の2クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたうえ、定期的に活動を継続することができた。 ・また、メンバーは常に満員であり新規募集を停止するほど盛況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き仕様書に定める環境学習センターの指定管理業務として、各種情報提供や適切な指導を通じてクラブの育成を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・うつのみや生きものつながり活性化事業について、令和4年3月29日にマッチング第1号が成立した。 ・引き続き、本事業を推進し、生物多様性保全活動の活性化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員不足・活動費不足といった自然環境保全団体の課題に対応するため、引き続き、うつのみや生きものつながり活性化事業を推進し、生物多様性保全活動の活性化を図る必要がある。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・次の自然環境基礎調査の実施に向け、関係課への意見照会や担当者会議を開催した。 ・今後は、令和5・6年度の調査実施に向け、具体的な検討を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境基礎調査の令和5・6年度実施に向け、国等の動向を踏まえた具体的な検討を進める。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・全3回のアドバイザー会議を開催し、定期的なモニタリングの継続など、事業実施課において専門家からのアドバイスを事業手法に反映した。 ・引き続き、公共事業による自然環境への負荷低減について有効なアドバイスを受けられるよう、適切に当該会議を運営していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、公共事業に係る自然環境への負荷低減を図るため、事業の進捗状況に合わせて、適宜、アドバイザー会議を開催していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域（鬼怒川中流域）、緑地環境保全地域（羽黒山、長岡）、重要配慮地域（鶴田沼周辺ほか11か所）について、定期的に監視活動を実施した。 ・引き続き、自然環境保全地域等の自然環境が確保されるよう、効果的な監視活動を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も自然環境の保全や生物多様性の確保のために、自然環境保全地域等についてチェックポイントなどを定め、定期的かつ効果的に監視活動を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携し、計画的でかつ効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全に取り組んだ。 ・公益法人グリーントラストうつのみやと企業による緑地保全の充実に寄与する協定について、協定締結できるよう支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑、良好な樹林地として保全していくため、適宜、公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携しながら、各樹林地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響で川の日クリーン作戦イベントは開催出来なかったが、河川PR展の実施により環境保全意識の普及啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、コロナ感染症対策を講じながら、川の日クリーン作戦のイベントを開催していくとともに、河川愛護グループに対して、河川愛護会への加入促進を図るイベント補助金などの支援を行うことで、市民に対し河川環境保全意識の向上を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市有林の整備については、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」（5か年計画）に基づき、森林整備を実施した。また、一部市有林においては、民間企業による資金援助により間伐を実施した。 ・民有林の整備についても、民間事業者による森林整備への支援等を通じて一定の施業量を確保した。今後「森林経営管理制度」の本格運用により更なる施業量の確保が必要となることから、林業の活性化に向け担い手の確保などの施策を展開する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市有林について、計画期間内での適切な市有林施業を進めていくとともに、民有林についても、引き続き森林環境譲与税を活用した森林整備を推進していく。また、森林整備の推進にあたり必要となる林業の活性化を図るため、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に係る事業を展開する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈や水路の泥掃除など水路の維持管理活動を行う地域の認定組織に対し、多面的機能支払交付金事業を活用し活動費の一部を支援する取組を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多面的機能支払交付金事業を実施するなど、地域で活動する認定組織の支援を推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・戸祭山緑地や鶴田沼緑地を保全するため、適切な維持管理に取り組んだ。 ・鶴田沼緑地において、未取得用地を買収。また、事業期間の延伸等を行う都市計画事業変更認可を県から取得することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）グリーントラストうつのみやと連携しながら、引き続き、戸祭山緑地や鶴田沼緑地の維持管理を行うとともに、鶴田沼緑地において、第1期事業認可区域の早期供用開始に向け、未取得用地の計画的な買収と整備を進めていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は引き続き市民遺産制度への募集を行い、市民協働による文化財等の愛護活動の更なる推進を図るとともに、史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は引き続き市民遺産制度への募集を行い、市民協働による文化財等の愛護活動の更なる推進を図るとともに、令和3年度と同様の取組を継続的に実施していきます。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、樹勢回復が必要な天然記念物の調査を行いました。市所有の天然記念物に関しては、定期的な剪定を行い、樹勢の維持管理を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は樹勢回復が必要な天然記念物の樹勢回復事業を実施するほか、令和3年度と同様の取組を継続的に実施していきます。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-1	生物多様性の保全	3-1-2	生きものとその生息・生育環境の保全の推進	(2)生きものとその生息・生育環境の変化への対応	外来種に関する周知啓発【拡充】	外来種の持ち込みや野外放逐等の抑制を図るため、市有施設等におけるパネル展示等を実施し、各地域における外来種の影響についての周知啓発を実施します。
					外来種防除活動の実施・支援【拡充】	在来種に悪影響を及ぼす外来種の駆除活動を実施するとともに、様々な活動を行う団体等について、その活動を広く周知するなど、市民等への情報発信等による支援を実施します。また、本市への侵入が懸念されるクビアカツヤカミキリについて監視を強化していきます。
					気候変動による生きものへの影響の調査研究・活用【拡充】	気候変動が及ぼす本市に生息・生育している生きものへの影響について調査し、把握するとともに自然環境の保全に活用します。
					気候変動への適応策に関する理解促進に向けた情報発信【拡充】	気候変動への「適応」に関する正しい理解を促進するための情報発信を推進します。
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-1	農地等の多面的機能の維持向上	(1)農地や里山・樹林地の保全と活用	優良農地の確保・保全	農用地域における無秩序な開発を抑制するとともに、農業振興地域整備計画の適正管理を図ります。
					森林施業の推進【拡充】(再掲)	市有林においては市森林整備計画に基づき皆伐などの適正な森林施業に取り組むとともに、民有林においては森林環境譲与税を活用し、宇都宮森林組合が実施する下刈や間伐などの整備に要する経費の一部の補助支援や森林経営管理制度の推進に取り組みます。
					農地・農業用水等の保全の推進【拡充】	多面的機能支払交付金事業を活用した活動費の支援や地域で活動する認定組織の支援を推進します。
					遊休農地等の有効利用の促進	荒廃農地を再生し、農地を借り受けて耕作する農業者等に対して交付金を交付し、荒廃農地の解消により遊休農地等の有効利用の促進に向けた取り組みを実施します。
				地域特性を活用したエコツーリズム等の検討・実施	都市と農村の交流促進や、地域活性化を図るため、事業を実施する団体への支援を実施します。	
				(2)環境にやさしい農林業の促進	農村の自然環境・景観の保全(再掲)	地域全体で農地等を維持・保全するための共同活動の支援を実施します。
					環境にやさしい営農活動の普及促進	有機農業などに取り組む農業者に対して、環境保全型農業直接支払交付金により必要な支援を行ない、環境にやさしい営農活動の普及に取り組みます。
					地産地消の推進	地場農産物・販売店等マッチング事業による宇都宮市産農産物の活用などにより、地産地消の普及啓発と宇都宮市農産物の消費拡大に取り組みます。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、講座、パンフレット、地区市民センター等でのパネル展示、図書館等でのパネル展示による周知啓発を実施した。 ・外来種の影響に関する認知度については、令和7年度の目標である90%の達成に向け、引き続き、認知度の向上に結びつく効果的な周知啓発を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各種媒体・機会を活用し、市民に向けた外来種に関する正確な情報の発信をするとともに、外来種の影響に関する認知度の向上に結びつく、より効果的な内容となるようを検討を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年9月に本市内において県内初となる特定外来生物ヒアリが確認されたが、環境省や県と連携した防除や監視を適切に実施し、本市における被害報告はなかった。 ・県南部において、サクラなどに大きな被害を及ぼしている特定外来生物クビアカツヤカミキリについて、栃木県外来種被害対策協議会の防除方針に基づき、市有施設を対象とした10か所における年2回の樹木点検を開始した。 ・その他の外来種を含め、効率的かつ効果的な防除対策を実施するため、同協議会等と連携し、地域特性に応じた総合的・戦略的な対策に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外来種について相談受付から現地調査、駆除など、国・県と連携して対応していく。また、クビアカツヤカミキリについて、樹木の点検による定期的な監視を実施していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が及ぼす生きものへの影響把握が行えるよう、次回の自然環境基礎調査の実施に向け、関係課への意見照会や担当者会議を開催した。 ・今後は、令和5・6年度の調査実施に向け、具体的な検討を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による本市の生きものへの影響把握を基本方針の1つとして盛り込んだ自然環境基礎調査について、令和5年度からの開始に向け、国等の動向を踏まえた具体的な検討を進める。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への「適応」について、市HPや環境出前講座等において普及啓発を実施し、事業の目的を達成することができた。 ・一方、具体的な適応策について、関係各課と連携しながら、取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に位置付ける地域気候変動適応計画に基づき、本市における「適応」に関する施策等を関係課と連携しながら推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域に係る問合せに迅速かつ適切に対応するとともに、農用地区域からの除外について、法に基づき適正に審査し、計画変更に係る手続きを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の農業振興地域整備計画の改定に向け、基礎調査を実施するなど、NCCのまちづくりと連携しながら、引き続き農用地区域を適正に管理していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・市有林の整備については、公益的機能の維持増進を図るため、「市有林の更新等に関する実施計画」(5か年計画)に基づき、森林整備を実施した。また、一部市有林においては、民間企業による資金援助により間伐を実施した。 ・民有林の整備についても、民間事業者による森林整備への支援等を通じて一定の施業量を確保した。今後「森林経営管理制度」の本格運用により更なる施業量の確保が必要となることから、林業の活性化に向け担い手の確保などの施策を展開する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市有林について、計画期間内での適切な市有林施策を進めていくとともに、民有林についても、引き続き森林環境譲与税を活用した森林整備を推進していく。また、森林整備の推進にあたり必要となる林業の活性化を図るため、県が実施する人材育成事業との連携を図りながら、担い手の確保・育成に係る事業を展開する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・62活動組織が農地・水環境の保全活動を実施した。本市の農地・農業用施設を適正に管理するため、農地の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた活動のエリア拡大が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金制度について、既存組織に対して事務負担の軽減に資する対策の一つとして令和5年度から実施予定の「活動組織の広域化」を推進するなど、活動の維持・拡大を支援するとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員などと連携し、新規の活動団体の掘り起こしや地域のキーパーソンの確保を図りながら、活動エリアの拡大に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の活用により荒廃農地の解消が進んでいることから、荒廃農地解消の支援策について継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、JAと連携しながら荒廃農地の早期発見に努めるとともに、本事業について周知し、荒廃農地の更なる解消を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、コロナ禍の影響により、事業の実施が無い状況であるが、ポストコロナに向け、潜在ニーズの掘り起こしやニーズのある事業者にはリーチする周知方法については引き続き課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者と深く関わる農業部門の所属とも連携しニーズの掘り起こし及び周知に努めていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈や水路の泥掃除など水路の維持管理活動を行う地域の認定組織に対し、多面的機能支払交付金事業を活用し活動費の一部を支援する取組を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多面的機能支払交付金事業を実施するなど、地域で活動する認定組織の支援を推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業などの環境保全型農業に取り組む団体に対し、環境保全型農業直接支払交付金による支援を実施し、環境にやさしい営農活動の普及促進を図った。取組の更なる拡大を図るため、支援を継続するとともに、支援の周知を広く行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に効果の高い営農活動の拡大を図るため、引き続き、環境保全型農業直接支払交付金による支援を実施するとともに、様々な機会を通じて支援の周知を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進店の認定や地場農産物・販売店等マッチング事業、地産地消推進店を活用したキャンペーン、飲食店フェアなど、地産地消推進に向けた取り組みを積極的に実施し、宇都宮産農産物の消費喚起を図った。その一方で、マッチング成立の増加に向けた効果的な取り組みを実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者と実需者のニーズを踏まえたマッチングを的確に行うとともに、宇都宮市産米の消費拡大に向けたマッチングや学校給食のさらなる地産地消の推進に向け学校と生産者のマッチングを行うなど、引き続き、宇都宮市産農産物の消費喚起や地産地消に向けた取り組みを積極的に実施していく。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容		
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-2 都市の緑の保全と創出	(1)市民主体の緑化運動の推進	里山・樹林地の管理・育成につながる市民・事業者との連携強化(再掲)	公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携し、緑地保全活動や緑の普及啓発に努めるとともに、栃木県と連携し環境保全団体等について情報発信を行いネットワークの構築を図ります。	
				中心市街地の緑化推進【拡充】	・中心市街地を中心に、市街地再開発事業などと連携しながら緑化の推進を図ります。また、公共用地や民有空き地等での緑あふれる空間づくりを推進します。	
			(2)都市拠点における緑化推進	市街地の農地等の保全・活用	「第3次都市計画マスタープラン」や「第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」等を踏まえながら、都市農地の保全・活用に向けた制度運用の検討を進めていきます。	
				都市緑地の保全・活用【拡充】(再掲)	・戸祭山緑地や鶴田沼緑地について、(公財)グリーントラストうつのみやと連携しながら、維持管理を実施します。また、鶴田沼緑地において、未取得用地を買収するとともに、第1期事業期間が満了を迎えたことから、引き続き保全・活用するため、事業計画の見直しを行います。	
			(3)緑と憩いの拠点づくり	身近な生活圏の公園整備	地域の特性に対応した個性ある公園整備を実施します。	
				拠点公園の整備・活用	水上公園の新たな利活用に向け、地域ニーズを踏まえた特色ある公園整備を実施します。	
		3-2-3	水資源の確保	(1)水を大切にす意識の醸成	水循環に関する教育の推進	セミナーの実施等により水循環に関する教育の推進を図ります。
					上下水道に関する普及啓発【拡充】	広報紙の発行をはじめ、イベントの開催やイベント時の普及啓発用グッズの提供等により普及啓発を図ります。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携し、計画的でかつ効果的な維持管理を行い、都市緑地の保全に取り組んだ。 ・公益法人グリーントラストうつのみやと企業の間で、緑地保全の充実に寄与する協定が締結できるよう支援し、緑地保全の充実に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地として公有地化したまとまりのある緑、良好な樹林地として保全していくため、適宜、公益財団法人グリーントラストうつのみやと連携しながら、各樹林地の特性を踏まえた管理方法により、効果的かつ適切な維持管理を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・R4国体開催に向け、国体や地域の小学生と連携した修景効果の高い花壇の設置等に加え、市内の高校生や緑化ボランティアと連携した駅前緑化などに取り組み、中心市街地により華やかな緑空間を創出することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に対する市民意識の高揚と、市民主体による効果的な緑化活動を促進していくため、各種緑化事業がより効果的で効率的な事業となるよう、事業者等への働きかけも含め、検討を行う。また、人々が集い交流することができる緑空間の創出に向けた各種緑化制度の活用等について検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地の保全・活用に向け、各種制度の効果や必要性の観点から整理し、生産緑地制度を導入するとともに、指定基準等を取りまとめた。 ・生産緑地制度の導入後は、広報紙やHPへの掲載、JAと共催の説明会などを行いながら、制度の周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課やJAと連携を図りながら、生産緑地地区の都市計画決定を行う。 ・引き続き、JA等と連携を図りながら、制度の周知を図ることで新たな地区の指定を目指していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・戸祭山緑地や鶴田沼緑地を保全するため、適切な維持管理に取り組んだ。 ・鶴田沼緑地において、未取得用地を買収。また、事業期間の延伸等を行う都市計画事業変更認可を県から取得することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)グリーントラストうつのみやと連携し、引き続き、戸祭山緑地や鶴田沼緑地の維持管理を行うとともに、鶴田沼緑地においては、第1期事業認可区域の早期供用開始に向け、未取得用地の計画的な買収と整備を進めていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、地元要望があった子ども遊具や健康遊具、四阿について、計画通り設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備については、新しい生活様式を配慮しながら、ワークショップなどにより地域ニーズを捉え、地域の特性に応じた個性ある公園整備に取り組む。また、地元要望の四阿や遊具増設などは、必要性や優先度などを整理しながら、計画的な整備に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に発注した本体工事が完了し、令和3年8月に供用を開始した。 	—
コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> ・「お届けセミナー」については、小学校等に訪問する「出前形式」に加え、ICTの利用促進やコロナ対策の一環として新たに「オンライン形式」を導入し、子供たちがタブレット端末を使ってクイズに参加できるなどオンラインならではの講座内容としたことで好評を得たところである。(出前形式:25校、オンライン形式:8校) ・「サマーセミナー」については、新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年度は実施中止としたが、令和3年度は、少人数・複数回で実施するなど感染予防対策を行ったうえで開催し、上下水道の仕組みや重要性を伝えることができ、参加者からも好評を得ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「お届けセミナー」については、学校においてオンライン授業の環境づくりが進む中、更なるICTの活用を図り、オンライン形式の拡充に向け取り組む。 ・オンライン形式のメリットを周知していくとともに、児童が上下水道に対する興味・関心を深めるきっかけとなるよう、講座内容の充実を図る必要がある。 ・「サマーセミナー」については、おいしい水道水のPRや上下水道事業への理解・関心が高まるよう、引き続き、新型コロナウイルスの状況を考慮しながら、事業実施する。
コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催中止となったイベントがある中、上下水道事業に関する情報発信媒体である「広報紙」については、写真やイラストを効果的に活用することで、上下水道事業に対する更なる理解促進を図った。 ・上下水道局公式ツイッターの運用やYouTubeでの宇都宮市上下水道ムービーの配信などSNSを活用した広報事業を展開し、水道水のおいしさや下水道の役割の重要性について広く周知を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市上下水道事業への理解促進に向け、引き続き、広報紙やSNSなど様々な媒体を活用しながら、積極的な周知・啓発に取り組む。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-3	水資源の確保	(2)既存水源等の保持	水質保全に関する要望活動の実施	水質活動に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組みます。
					水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼	水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼を行い、既存水源等の保持に取り組みます。
					かんがい排水施設の整備等の推進	農業用水の合理的・安定的な確保を図るための事業を実施します。
				(3)水の適正かつ有効な循環の促進	民有地への雨水貯留・浸透施設の設置促進	市広報誌や局広報紙、イベント出店等における補助制度の周知をすることで、雨水浸透・貯留施設の普及促進を図ります。
					道路における雨水浸透舗装の整備	雨水地下水浸透を促進し地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進します。
					周辺環境と調和した多自然川づくりの推進(再掲)	市民の河川愛護意識の高揚を図るため、市民協働による河川環境保全に向けた取組を推進します。
		3-2-4	河川環境の保全と創出	(1)水辺に親しめる空間の創出	まちづくりと併せた河川・緑地等の一体的な保全と活用	・「第3次都市計画マスタープラン」を踏まえ、都市における貴重な緑空間の保全・創出などに向けた都市計画制度等の運用を行います。
					河川整備の推進	「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に掲げている浸水被害の軽減に向け河川整備を自然環境に配慮しながら実施します。
				(2)治水対策・河川機能の保全	河川維持管理の実施	河川区域内における除草や害虫駆除の実施などにより、河川機能の適正な保全を進めていきます。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、6月の「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」において、厚生労働省や環境省等の関係機関に対し、危機管理対策の充実や化学物質の規制強化など水道水源の水質保全対策の推進等に関する要望活動を実施した。 既存水源等を保持するためには、同協議会等と連携しながら、関係機関に要望していくなど、継続的な取り組みが必要である。 	引き続き、同協議会等、関連する流域と連携を図り、関係機関に対して、水質保全に関する要望活動を実施し、既存水源等の保持に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、水源涵養活動として、各水道委員会及び水源協力会との協定に基づき、定期的に除草や清掃等の水源涵養活動を実施した。また、水質保全活動として、取水地点上流域の住民等へ、油流出防止や異常水発見時の報告を求めるチラシの配布を行った。また、地元の水源協力会と協力し地下水に影響を与えるような採石の防止を図った。 既存水源等を保持していくためには、水源や上流域の地域住民等と協働していくなど、継続的な取り組みが必要である。 	引き続き、水源や上流域の地域住民等と協働し、水源涵養活動・水質保全活動を行い、既存水源等の保持に取り組む。
計画どおり	土地改良区域外からの雨水等の流入による溢水被害等を防止するため、引き続き、用排水路の整備が必要である。	土地改良区における溢水被害等を防止するため、土地改良区域外の要因で破損した用排水路の整備に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者へ設置することで雨水活用や浸水被害軽減への市民理解と意識の変化を促しながら、設置を促進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 拡充した補助制度を運用開始し、新たな対象者へPR活動を行い、更なる設置促進を図るとともに、市民に対し「自らも浸水対策に取り組む」という意識の醸成を図っていく。
計画どおり	都市計画道路整備事業及び都市部での道路改良事業において、歩道の透水性舗装を実施している。	今後も、雨水地下水浸透を促進し、地下水の涵養を図るため、歩道の透水性舗装の整備を推進していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響で川の日クリーン作戦イベントは開催出来なかったが、河川PR展の実施により環境保全意識の普及啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、コロナ感染症対策を講じながら川の日クリーン作戦のイベントを開催していくとともに、河川愛護グループに対して、河川愛護会への加入促進を図るイベント補助金などの支援を行うことで、市民に対し河川環境保全意識の向上を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 緑地協定制度等の周知啓発に取り組み、公共空間や宅地内の緑化推進に努めた。今後は緑の基本計画の改定に合わせて、各種緑化制度等の効果的な活用手法等を検討し、さらなる緑空間の保全・創出に取り組む必要がある。 市街化調整区域の地区計画による宅地開発において、自然環境と調和した緑豊かな住宅地とするため、地区整備計画の垣・柵の制限について生垣を推奨しており、計画策定において事業者に助言している。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな都市空間の確保・居住環境の形成に向け、各種緑化制度を活用した宅地内等の緑化の推進や、都市緑地等の保全を引き続き実施する。 引き続き、垣・柵の制限について事業者に助言していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害の軽減に向け、計画的な河川整備を、自然環境に配慮しながら取り組むことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 台風や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、「河川整備」「雨水幹線整備」「雨水流出抑制対策」などを所管する関係課が溢水・浸水箇所の情報を共有化するなど、更に連携を強化して、自然環境に配慮しながら計画的に対策を推進する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 河川区域内の除草や害虫駆除を計画的に行うとともに、河川内のゴミの清掃や堆積した土砂の浚渫など適正な維持管理を行い、河川の流水機能を確保することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の溢水や氾濫を防止し、適正な河川流水機能を確保するため、護岸の修繕や浚渫などを行うとともに、河川区域内の除草や害虫駆除等を計画的に実施することで、河川環境の保全を図り、適正な維持管理を行っていく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
3-2	自然と共生したまちづくりの推進	3-2-5	良好な景観の保全と創出	(1)歴史的・文化的景観の整備と活用	大谷の名勝・文化的景観保存整備事業の推進	大谷の景観の普及活動を進めていくとともに重要文化的景観選定に向けた取組を実施します。
					文化財の保存・活用(再掲)	市民協働による文化財愛護活動を通して史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んでいきます。
				(2)景観形成の総合的な推進	景観計画を活用した景観づくりの推進	・本市ならではの景観を保全・活用・創出し、地域特性に応じた魅力ある街なみを形成する。
					景観に関する意識の啓発【拡充】	景観に関する市民意識向上を図るため、関係団体と連携・協力しながら出前講座等により周知・啓発に取り組んでいきます。
屋外広告物の規制誘導	業界団体等と連携し、屋外広告物制度の周知及び屋外広告物の安全点検、安全管理に係る周知啓発に取り組んでいきます。					

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、選定要件である大谷地区が景観形成重点地区に指定されたことを受け、選定に向け地元説明会を行うための庁内合意を取り、地元自治会への説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、大谷地区の重要文化的景観の選定申出に向け、保存活用計画の策定に向けた関係各課との調整や、重要な構成要素の権利者の同意取得に取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は引き続き市民遺産制度への募集を行い、市民協働による文化財等の愛護活動の更なる推進を図るとともに、史跡周辺の里山林の環境整備や市民への指定文化財の普及啓発や活用に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は引き続き市民遺産制度への募集を行い、市民協働による文化財等の愛護活動の更なる推進を図るとともに、令和3年度と同様の取組を継続的に実施していきます。
計画どおり	<p>【魅力ある景観形成づくりに向けた調査・検討等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> LRT沿線(駅周辺区間)においては、ワークショップの意見を踏まえ、住民・事業者・行政が今後の景観形成に向けたイメージを共有するためのパースを作成するほか、釜川周辺地区においては、地元協議会と連携し、景観形成に関するアンケートを実施するなど、景観形成重点地区指定等に向けた、地元関係者等との意見交換や、景観形成に対する検討を進めることができた。 広報紙やHPの他、自治会回覧や個別訪問による周知を実施したことで、地域特性を活かした魅力ある都市景観づくりに向けた景観整備や大谷石建築物の修繕等に対する支援を実施することができた。 	<p>【魅力ある景観形成に向けた取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> LRT沿線(駅東口・駅周辺区間)、釜川地区などにおいて、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、引き続き、地域住民・団体や関係機関との連携を図り、魅力ある都市景観形成に向けた、景観形成重点地区等の指定や景観づくり活動について地元理解の促進に取り組む。 重点地区等の指定を目指す団体との連携を図りながら、景観づくり活動の内容などの検討を行うほか、重点地区指定済みの地域については、宇都宮市魅力ある都市景観づくり整備費補助金の周知や景観アドバイザーを活用した修景等への助言を行うなど、地域の特性を生かした良好な景観形成に向けた支援に取り組んでいく。 大谷石建築物の修繕やライトアップなどの支援制度の活用事例について、更なる情報発信を実施するなど、本市ならではの魅力ある景観形成に向け、大谷石建築物の保全・活用の推進に取り組んでいく。
計画どおり	<p>【効果的な周知・啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> うつのみや百景ツアーについては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、参加者数の制限やソーシャルディスタンスに配慮しながら徒歩ツアーやバスツアーを適宜開催し、市民が直接景観を感じる機会をつくることにより、景観に対する意識の高揚を図ることができた。 パネルの展示や出前講座についても適宜開催し、市民協働による景観づくりに向けた市民参加型の啓発活動を行うことができた。 第20回まちなみ景観賞の開催においては、市民等の投票で選ぶ「Myみや景観部門」の創設や、記念講演会の動画配信などを行ったことで、啓発参加人数が増加し、魅力ある景観を広く市民に周知するとともに、都市景観に対する市民意識の高揚を図ることができた。 	<p>【事業の充実と効果的な啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、より多くの市民に景観に対する意識啓発を図るため、SNS等を活用した情報発信の充実や、関係団体との連携による、うつのみや百景の推奨回遊ルートの公開など、啓発事業の強化に取り組んでいく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページ等への掲載により、制度の周知及び安全管理に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、引き続き、制度及び安全管理の周知に努めるとともに、広告組合との連携を強化し、優良広告物の誘導を図る。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
4-1	環境調査、監視等の充実	4-1-1	大気汚染状況の監視	(1)大気汚染の常時監視	大気汚染の常時監視	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握します。
				(2)光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグに関する常時監視や注意喚起のほか、光化学スモッグ注意報が発令された場合における適切な周知を行います。
		4-1-2	水質汚濁状況の監視	(1)河川・地下水の水質監視	河川・地下水の水質監視	水質汚濁防止法や「栃木県水質測定計画」に基づき、市域の河川地下水の水質監視を行い、環境基準の達成状況を把握します。
				(2)異常水質事故の未然防止等の実施	異常水質事故の未然防止等の実施	異常水質事故や地下水汚染による被害を防止します。
		4-1-3	騒音振動の調査	(1)自動車・新幹線騒音等の調査	自動車・新幹線騒音等の監視	騒音規制法等に基づき自動車騒音、東北新幹線騒音・振動及び航空機騒音に係る調査を行い、環境基準の達成状況を把握するとともに周辺住民の良好な生活環境確保のため要望活動を実施します。
4-1-4	放射線や化学物質の調査	(1)放射線量や化学物質調査の実施	放射線量や化学物質調査の実施	放射線量の調査を実施します。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン類の監視を行い、環境基準の達成状況を把握します。		

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき、市域における大気中の光化学オキシダントやPM2.5など、大気汚染物質の常時監視を適切に実施した。 ・本市の大気環境は良好に保全されているが、大気環境の維持向上のため、引き続き大気汚染の状況を適切に把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染常時監視体制を適宜見直すとともに、測定機器等については適正保守や費用対効果も考慮した計画的な更新により測定値の信頼性を確保しながら、大気汚染の適切な状況把握を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学スモッグについて適切な監視や市の広報紙による注意喚起を行った。また、令和3年度は4月～9月の光化学スモッグ対策期間中に光化学スモッグ注意報は発令されなかった。引き続き、光化学スモッグの適切な監視と、注意報発令時の迅速な周知等が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダントやその関連物質の常時監視を重点的に行っていく。また、関係機関と連携し、迅速な周知等を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づき、市域における河川・地下水の水質調査を適切に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源の所在や水質の現況等を考慮し、調査地点や調査項目について適宜見直すとともに、適切な委託管理により測定結果の精度を確保しながら、引き続き河川・地下水の水質の適切な状況把握を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・河川への油類流出等、異常水質事故が3件発生したが、すべて適切に対応した。 ・異常水質事故や地下水汚染防止のための事業者等への啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常水質事故や地下水汚染防止のための事業者等への啓発を継続するとともに、事故発生時は関係課と連携し対策マニュアルに基づく適切な対応を迅速に行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動の状況を適切に把握し、防衛省、自衛隊及び鉄道会社に対し、各1回要望書を提出した。引き続き、市域における騒音・振動の適切な状況把握や、騒音等原因者への要望活動などを行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・測定精度を確保しながら、騒音等の適切な状況把握を行っていく。また、その結果や苦情の発生状況等を基に関係機関等への要望活動を行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量・ダイオキシン類の状況を適切に把握した。 ・本市の生活環境は良好に保全されているが、引き続き適切な状況把握を行う必要がある。 ・近年、大規模な自然災害が頻発しており、有害物質の飛散、流出への一層の対応強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・測定精度を確保しながら、市民の安全安心確保のため、引き続き空間放射線量・ダイオキシン類の測定を行っていく。 ・災害発生時における他市の取組内容について調査・分析を行いながら、緊急時の環境調査の更なる迅速化や事業者への周知啓発の強化等について検討する。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容	
4-2	発生源対策の充実	4-2-1 工場・事業場の監視・指導	(1)ばい煙・排出水・騒音等に関する監視・指導	ばい煙・排出水・騒音等に関する監視・指導	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等に基づき、規制対象施設に係る届出の適切な審査や当該工場・事業場への厳格な立入検査・指導を実施します。
			(2)アスベスト飛散防止対策の推進	アスベスト飛散防止対策の推進【拡充】	改正大気汚染防止法に基づき、アスベストの飛散・ばく露防止の推進を図るため、特定粉じん排出作業を含む解体等工事に係る届出の適切な審査や当該工事への立入検査・指導などを実施する。
			(3)土壌汚染に関する監視・指導	土壌汚染に関する監視・指導	土壌汚染対策法に基づく届出の適切な審査や、土壌汚染が判明した土地の監視や当該土地所有者等への適切な指導を実施します。
			(4)公害苦情等に係る相談対応の実施	公害苦情等に係る相談対応の実施	市民から寄せられる公害苦情等に係る相談に適切に対応します。
		4-2-2 事業者等への意識啓発	(1)宇都宮市環境協定の推進	宇都宮市環境協定の推進	宇都宮市環境協定の締結を促進します。また、締結事業者への協定基準値遵守を指導するとともに、環境にやさしい取組の実施等について推進します。
			(2)環境保全意識の啓発	環境保全意識の啓発【拡充】	事業者の法令遵守や近隣公害防止への配慮等について、説明会やホームページ等を通じた効果的な環境保全意識の啓発を実施します。
		4-2-3 自動車排出ガス対策の充実	(1)電気自動車等の普及促進	EVの導入促進【拡充】(再掲)	EV導入を支援することにより、一般家庭の脱炭素化や災害に対するレジリエンス強化を図ります。
				燃料電池車の導入促進【新規】(再掲)	県と連携しながら、市内に水素ステーションの誘致を図るなど、燃料電池自動車等の普及促進を図ります。
			(2)電気自動車等のカーシェアリングの導入検討	電気自動車等のカーシェアリングの導入検討(再掲)	「LRT沿線における低炭素化促進事業」における端末交通の低炭素化策の構築を目指します。
			(3)アドリングストップの普及拡大	アイドリングストップの普及拡大	「エコドライブ」の普及拡大を図ります。
		4-2-4 生活排水対策の充実	(1)生活排水処理施設整備の推進	生活排水処理施設整備の推進	「生活排水処理基本計画」に基づき生活排水処理施設の整備を計画的に進めていきます。
				(2)公共下水道等における生活排水の監視	公共下水道等における生活排水の監視

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 環境法令に基づく届出を適切に審査した。 工場・事業場における排水基準超過が2件発生したが、生活環境への影響が生じないよう、速やかに行政指導を行い改善させた。引き続き、法令遵守を徹底させるため立入検査や指導を実施していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守の徹底を図るため、各工場・事業場への計画的な立入検査や指導を継続するほか、過去に規制基準を超過した工場・事業場に対しては、立入検査回数を増やすなど監視・指導を重点的にやっていく。 届出審査を徹底していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等工事について、すべて立入検査を行い、作業基準への適合を確認した。令和2年6月に改正された大気汚染防止法に基づき、新たな規制対象として追加されたアスベスト含有成形板等(レベル3)の除去等に関する監視・指導を強化するなど、解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策を一層推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に国が導入した石綿事前調査結果報告システムについて広報紙やホームページにより周知を図るとともに、引き続き、付付アスベスト等(レベル1, 2)からレベル3の全件立入検査の実施に向けて取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法に基づく報告等について適切に審査し、必要な措置の指示や区域指定(3か所)を適切に行った。 また、土壌汚染状況調査に関する土地所有者への適切な指導を行った。引き続き、法に基づく審査等や土地所有者等への指導が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 人への健康被害を防止するため、法に基づく審査等を適切に行うとともに、土地開発に係る事前協議などを活用して情報収集し、土地の形質変更を行う者への土壌調査の指導を適切に行っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 公害苦情等に関する各種相談を198件受け付け、すべて適切に対応した。法令の規制対象とならない公害苦情相談や多分野にまたがる公害苦情相談が顕在化していることから、関係課と連携を図りながら適切に対応していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 複雑・多様化する公害苦情等相談事案に対し、担当職員が迅速に対応できるよう努めていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の積極的な環境への取組を促進するため、工業団地の担当者研修会において、協定の概要等について周知を行った。 協定締結事業者から報告された環境活動について、優良事例を市ホームページ等に掲出した。引き続き、事業者の主体的な環境活動を啓発していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな環境協定締結工場の獲得に向けて協定締結の意義を分かりやすく解説したリーフレットを作成し対象事業者に配付する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 市民向け啓発チラシを改訂し、6月に自治会回覧を実施(15, 650部)。 工業団地内全企業へ環境行動啓発チラシ等を配付した。引き続き、市民の良好な生活環境を確保するため、事業者等による意識啓発や環境配慮行動の一層の拡大を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発チラシを作成し配布することなどにより、市民・事業者に対し意識啓発や環境配慮行動の推進を図っていく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 給電性能を備えたEVIについて、補助要件を緩和したことにより、補助件数が令和2年度から増加した。 給電性能を備えたEVIについては、さらなる普及拡大を図るため、より一層の周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 給電性能を備えたEVIについて、国が実施する補助交付事業の動向を踏まえ、適宜補助対象車種を追加するとともに、自動車販売店等と連携した周知を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 国や県と意見交換を実施しながら、燃料電池車の普及に向けた県央地区における水素ステーションの誘致に向け、他県事例や事業者の動向等の情報収集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県や周辺自治体の動向を注視しながら、燃料電池車自動車の普及に向けた水素ステーションの誘致について引き続き検討していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 端末交通のEV化による低炭素化について、スマートシティの取組と連携した検討を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 端末交通のEV化による低炭素化に向け、民間事業者と意見交換等を行いながら課題の整理や解決策の検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> エコ通勤に関するチラシをホームページに継続して掲出したほか、工業団地内の全企業へ配付した。引き続き、「エコドライブ」への意識向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の収集に努め、適宜チラシの内容を見直し、継続的なホームページ掲出やチラシの配付による啓発を継続していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道については、事業計画区域における整備を計画的かつ効率的に実施している。今後も効率的に整備を進めるため、関係機関と連携を図り、情報共有に努める必要がある。 合併処理浄化槽については、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備は順調に進んでいる。今後も生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発や補助制度の周知に、継続して取り組むとともに、さらなる合併処理浄化槽の整備促進に向けて、周知啓発の方法を工夫する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道については、土地区画整理事業や道路事業と情報共有を図り、計画的かつ効率的に整備を実施する。 合併処理浄化槽については、様々な広報媒体による周知啓発のほか、「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、積極的な補助制度の利用勧奨や、保守点検業者や清掃業者を活用した補助制度の周知に取り組む。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> 水再生センター等の集合処理施設の放流水を調査し、水質基準に適合していることを確認した。 水環境の保全に向け、放流水の水質を把握し、良好な水質を維持する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、水再生センター等の集合処理施設からの放流水の水質調査を行う。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-1	「もったいない」の醸成	5-1-1	市民総ぐるみによるもったいない運動の推進	(1)もったいない運動を活用した普及啓発	もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施【拡充】	出前講座を通して、市民の環境に対する理解や意識をさらに高め、問題解決能力を育成し、環境に配慮した行動の実践につなげます。
					もったいないフェア、コンクール、顕彰事業など普及啓発事業の実施	もったいないフェア等のイベントを通して子供から大人まで幅広い世代に「もったいない運動」の周知を行います。
		5-1-2	もったいない運動を取り入れたイベントの開催	(1)環境イベント等を通じた普及啓発	環境月間・もったいない月間に合わせた周知啓発(グリーンリボン等)	職員・議員へのグリーンリボンの配布や普及啓発活動などを実施し、市民への周知を図ります。
					「もったいないフェア」など環境配慮型イベントの実施	もったいないフェア開催により各団体が取り組むもったいない運動について市民に周知し実践促進を図ります。
				民間企業等と連携した普及啓発の実施	市民会議や民間企業等と連携し、市民・事業者に対して幅広くもったいない運動について周知します。	
5-2	自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-1	環境学習の場と機会の提供	(1)環境配慮行動に資する総合的な情報発信	スマートフォンアプリ・SNS等ICTを活用した情報発信【拡充】	市民に親しみのある情報媒体を活用した情報発信を推進し、市民の環境配慮に関する意識醸成を推進します。
					市民目線に立ったわかりやすい情報発信	実物の展示によってわかりやすく伝えるとともに、環境部全体の連携による効果的な意識啓発の実施について検討していきます。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の実施にあたっては、周知チラシを活用し、効果的な周知を行うことで、機会を創出し、講座を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各ターゲットに応じた効果的な周知を行うとともに、講座内容の見直しを行い、出前講座の内容充実を図っていく。
コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないフェアをオンライン開催し、その中で4コマまんがコンクールやもったいないAWARDなどの表彰式を行い、幅広い世代に向けた周知を実施したほか、認知度の低い30代、40代に対する普及啓発を行ったことにより、30代に対する認知度が向上した。 ・もったいない運動を実践している市民が減少しているため、実践促進に向けた取組の実施が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な媒体や周知の機会を活用し、世代ごとの特徴を踏まえた「もったいない運動」の実践促進を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月の環境月間に市職員・議員に対しグリーンリボンの配布を行うほか、「マイMy運動」や「もったいない残しま10！」運動を通し「もったいない」のこころの醸成を図ることができた。 ・より多くの市民にもったいない運動を実践してもらうため、具体的な実践行動を効果的に周知していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、グリーンリボンの配布や庁内放送などを実施するほか、「残しま10！運動」協力店など市内の飲食店等に、マイ箸の活用を促すポスターの掲示を依頼するなど、家庭における身近な「もったいない」の周知啓発を行うとともに、引き続き全世代に対するもったいない運動の実践促進を図る。
コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないフェアをオンライン開催し、新しい生活様式を踏まえた普及啓発を行った。もったいないフェアの中で4コマまんがコンクールやもったいないAWARDなどを事業でもったいない運動の取組事例などを紹介し、実践促進を図った。 ・イベントにおける更なる環境配慮行動の推進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、もったいない運動を取り入れたイベントの実施について関係課に働きかけるとともに、イベントにおけるマイバックの利用促進を盛り込むなど環境配慮型イベントの実施を促す。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なステークホルダーで構成される「もったいない運動市民会議」と連携し、各団体の特色を生かした効果的な普及啓発を行うことにより、もったいない運動の認知度が向上した。 ・もったいない運動の認知度が低い30代、40代に対する効果的な周知啓発及び実践促進に向けた取組の実施が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市民会議や民間企業等と連携し、認知度の低い30代、40代に対する普及啓発の強化を図るとともに、全世代に対する「もったいない運動」の実践促進を図る。
計画どおり	<p>(環境政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インスタグラムを活用したもったいない運動の取組やイベントの周知を行うなど、効果的な情報発信を実施することが出来た。 ・リーチ数、フォロワー数が順調に増加していることから、今後も情報様々な媒体で情報発信をしていく。 <p>(環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツイッターによる情報発信の本格運用を開始し、生物多様性の大切さに気付くためのきっかけとなる情報を効果的に発信することができた。 ・引き続き、身近でわかりやすい情報を発信し、生物多様性についての正しい理解とその保全に関する意識の醸成を図る必要がある。 <p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や宇都宮市公式LINE「教えてミヤラー」を活用し、資源とごみの分け方・出し方に関する周知啓発に努めた。 	<p>(環境政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各種SNSを活用した情報発信を行っていくとともに、市民に普段の生活においても実践できるよう旬な情報の発信に努め、アクセス数の増加を図る。 <p>(環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きツイッターを活用した情報発信を行っていくとともに、より効果的な活用に向けた検討を行い、生物多様性の大切さについての理解促進を図る。 <p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別講習会やイベントなど、様々な機会や場、媒体を活用してごみ分別アプリ「さんあ〜る」や宇都宮市公式LINE「教えてミヤラー」の周知を行い、利用者の増加と効果的な情報発信の実施
コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> ・CP茂原等の施設見学について、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた上、実施を継続することができた。 ・各施設見学の参加者を増やしていくため、積極的な案内を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や環境学習センター講座参加者に向けての周知など、引き続き効果的な広報活動に取り組んでいく。

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-2	自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-1	環境学習の場と機会の提供	(2)環境学習センターを核とした環境学習の充実	環境問題や地域特性を踏まえた環境学習講座の実施【拡充】	受講者の年齢層や地域の環境問題及び市民のニーズに応じた講座を実施します。
					教育機関と連携した環境教育の推進【拡充】	教育機関と連携した環境学習の推進強化を図るため、施設見学等を実施します。
					自主活動グループの活動支援	グループでの活動場所や活動成果の発表の場を提供し、人づくりの推進を図ります。
					多様な機会を捉えた環境出前講座の実施	小中学校等への案内送付や市広報誌による掲載により環境出前講座の周知を図り、多様な機会を捉えた講座を実施します。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・もったいないの意識の醸成を図るためのリサイクル講座の実施など、環境問題を踏まえた講座を実施した。 ・参加者の講座への満足度は高いことから、今後も市民の生活において実践につなげられるような学びを提供できる講座の実施が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止と生物多様性の保全を主軸とした講座の実施に加えて、SDGsやESDの視点を踏まえた環境学習講座についても運営していく。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・みやエコスクール認定校においてそれぞれの特色を生かした環境教育を実施したほか、環境学習センター事業において、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れた講座を提供するとともに、環境学習講座においても、受講者が環境問題の解決に繋がる身近な取組を考える機会を設けることができた。 ・みやエコスクールの拡大及びESDを取り入れた環境学習講座受講者を増やすため、学校に対し周知啓発を継続して実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との連携を強化し、みやエコスクールに基づく環境教育を推進するほか、環境学習センターの施設見学や一般講座においても、ESDの視点を取り入れた講座を実施する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習センターの研修室や工作室を活動場所として貸し出すほか、イベントにおいて体験ブースを企画運営してもらうなどの活動支援を実施した。 ・自主グループについては、メンバーが固定化、高齢化していることから、環境学習センター講座やイベントにおける自主グループ活動の周知を通じて、新規加入者の獲得を促していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き講座やイベントにおいて、自主グループの活動成果の発表機会を提供する。
計画どおり	<p>(環境政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校や広報紙、放課後子ども教室や市HP等において積極的に周知を行ったほか、企業等と連携することにより、多様な機会を捉えた講座を実施することができた。 ・今後は、持続可能な社会に寄与する人材を育成するため、一時的な学習にとどまらず、将来の生活にも活かしていけるような講座内容の検討が必要。 <p>(環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の依頼数や参加人数については、コロナ禍前と比較すると低迷しているものの、適切な感染防止策を講じながら、生物多様性の大切さについての理解促進を目的とした講座を実施することができた。 ・今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、学校等と連携し、生物多様性に関心を持たせ・理解を深める場を提供していく必要がある。 <p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な世代を対象にした3Rの取組に関する環境出前講座を開催し、3Rの重要性について理解促進に努めた。 	<p>(環境政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、様々な媒体を活用し、広く周知を行っていくほか、将来世代にわたって市民への環境問題に対する意識の向上を図るため、SDGsやESDの理念を取り入れながら、質の高い講座を実施する。 <p>(環境保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じるとともに、引き続き、子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に出前講座を実施していく。また、学校と連携した「宇都宮学」による学ぶ場を提供していく。 <p>(ごみ減量課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会や媒体を活用して環境出前講座の周知を図るとともに、受講者のライフステージや学びたい内容に対応した講座を開催

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-2	自ら学び、自ら行動する人づくりの推進	5-2-2	地域における環境保全活動を担う人材の育成	(1)環境活動を担う次世代の人材育成	もったいない運動の趣旨やSDGsの理念を取り入れた出前講座の実施 【拡充】 (再掲)	会員企業による出前講座のほか、ジュニア向け講座を実施し、市民、事業者等のSDGsに対する認知度向上や理解・実践の促進を図ります。
					「こどもエコクラブ」の育成 (再掲)	子どもの頃から環境とふれあい、体験する、子どもエコクラブについて、講座等を実施するなどクラブの育成を図ります。
					環境リーダー等の人材育成 (再掲)	環境学習講座等々の実施から地域における環境保全活動を担う人材の育成を図ります。
					森づくり団体の支援	森林山村多面的機能発揮支援事業やとちぎの元気な森づくり県民税里山林整備事業などを通じて里山整備・維持管理に取り組む団体への補助支援を行い、健全な森づくりに取り組んでいきます。
					みやの環境創造提案・実践事業の実施	学生が柔軟な発想やアイデアを活かし、本市における環境問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して助成することにより、新たな解決法策の創出と地域で環境活動を担う人材の育成を図る。
					ESD拡大に向けた人材育成手法の検討 【新規】	持続可能な社会のつくり手を育成するために、市民や学校等に効果的な周知を行うほか、出前講座等を実施するなど育成手法を検討していきます。

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<p>・講座の実施にあたっては、周知チラシを活用し、効果的な周知を行うことで、機会を創出し、講座を実施することができた。</p>	<p>・引き続き、各ターゲットに応じた効果的な周知を行うとともに、講座内容の見直しを行い、出前講座の内容充実を図っていく。</p>
計画どおり	<p>・環境学習センターを事務局とする環境未来館こどもエコクラブ及びみずほの自然探検隊の2クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたうえ、定期的に活動を継続することができた。 ・また、メンバーは常に満員であり新規募集を停止するほど盛況となっている。</p>	<p>・引き続き仕様書に定める環境学習センターの指定管理業務として、各種情報提供や適切な指導を通じてクラブの育成を図っていく。</p>
計画どおり	<p>・講座の実施にあたっては、教育機関や環境団体、地域団体等との連携を強化し、幅広い主体における人材育成を図ることが出来た。 ・環境保全活動を担う人材育成につなげるため、もったいない講座の実施における連携について、一層の強化を図る必要がある。</p>	<p>・環境保全活動に取り組む団体等に講座を実施してもらうよう働きかけを行うなど、地域団体との連携の強化を図る。</p>
計画どおり	<p>市内の里山林で活動する森づくり団体(4団体)の活動を支援し、団体活動の活性化と山林の保全に寄与した。</p>	<p>・引き続き既存の活動団体への支援を行うとともに、更なる活用促進に向け積極的な周知を図る。</p>
計画どおり	<p>・HP等で事業のPRを行うことで、各年度の参加団体数は増加傾向にあった。(H26～R3:延べ42団体)また、もったいないフェア等で活動団体による取組について、広く市民に普及啓発を実施し、事業の目的を一定程度達することができた。 ・一方で、環境活動を担う人材育成を図るため、新たな実践団体の確保や活動成果を有効活用していく必要がある。</p>	<p>・今後は、募集している活動のイメージをわかりやすく示すことのために、募集案内に本市の環境問題の具体的な活動例を紹介をしたり、環境教育に関心の高い学校・教員への訪問など、市内の高校等に対する積極的な周知を図る。 ・活動成果の有効活用するために、これまでの活動を取りまとめ、市HPやイベント等の機会を捉えた周知啓発を図る。また、団体による活動成果をもとにした環境出前講座の実践や市民への環境活動の普及に資する機会の提供など、活動成果の活用方法やクレジット創出量を踏まえた今後の事業展開について検討する。</p>
計画どおり	<p>・SDGs実現に向けた人材を育成するために、各種出前講座を実施した。</p>	<p>・引き続き、出前講座を通じて、人材育成につなげていくほか、出前講座以外の効果的な手法についても検討していく。</p>

施策		基本施策		基本事業	構成事業	事業内容
5-3	「もったいないのこころ」による実践行動の場と機会の充実	5-3-1	各主体による環境配慮行動の推進	(1)家庭におけるエコライフの推進	環境配慮行動の実践促進【新規】	多くの市民に環境配慮行動の実践を促すため、みやエコファミリーに協力する事業者の拡充を図るとともに、イベント等での周知により、認定家庭数の増加を図ります。
					マイMy(マイバッグ、マイ箸)運動の推進	広報誌、HP、イベント等で積極的な呼びかけを行い、マイバッグ、マイ箸の利用を促す。
				(2)事業所の環境配慮行動の推進	ECOうつのみや21認定制度の推進	商工会議所と連携し様々な機会を捉えながら周知を行い新規認定事業者のの拡大を図るとともに、認定更新期を迎えた事業者に対しては、更新の働きかけを行います。
				(3)学校等における環境配慮行動の推進	みやエコスクール認定制度等の推進	市内全小中学校の認定に向けて、取組を広く情報発信していきます。
				(4)市の率先した「もったいない運動」の推進	市の事務事業における「もったいない運動」の推進	「もったいないのこころ」持って、率先して環境配慮行動に取り組む職員の育成を推進します。
			グリーン調達推進方針に基づくグリーン購入の推進	職員の意識啓発を図るため研修や説明会を実施し、積極的なグリーン調達を促します。		

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
コロナの影響による変更	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種イベントが中止、縮小されたことを受け、コロナ禍でも出来る周知活動として市HP等による周知強化を行ったが、新規認定家庭数の伸び悩みがあった。 ・レジ袋有料義務化などの社会情勢に併せ、制度への市民の参加促進、利便性向上を図るため、事業手法の見直しについて検証する必要がある。 ・コロナ禍においても効果的な周知広報の発信方法の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の環境配慮行動への更なる意識付けや実践の促進、デジタル化等の社会状況の変化に対応するため、電子アプリの導入などICTを活用した、市民の生活環境の現状に則した制度への見直しについて検討する。 ・ウェブやSNSなどICTを活用した情報発信に併せ、自治会回覧版等の紙媒体の利用など、市民がより多く情報を受信できる様創意工夫した周知活動を実践する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントやHP等において普及啓発を行い、マイバック、マイ箸の利用を促すことができた。 ・プラごみを含め、ごみの削減に取り組む必要があり、実践を促進する効果的な取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの普及普及啓発に加え、実践を促進する手法やマイMy運動の今後の取組について検討を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度末時点で累計74事業所が認定されており、事業所における省エネ活動の促進が図られた。 ・中小企業に対する同制度の認知度が低く、新規認定事業者数に伸び悩みがあることから、引き続き新規事業所の拡大に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向けの周知を強化するとともに、各広報媒体や庁内外の事務所向けセミナーなどを活用した情報発信を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・認定校における環境配慮行動の実践事例を取り上げ、みやエコっ子通信として認定校への配布や市HPへの公表を行うことで、学校における環境配慮行動に関する情報を広く発信し、みやエコスクール認定制度の周知及び環境配慮行動の推進を図ることができた。 ・認定校の拡大及び既認定校におけるエネルギー使用量削減の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市内小中学校全校認定に向けて、未認定校に対し働きかけを行うとともに、環境問題に幅広くアプローチしていくため、省エネルギーに関する取組等、先進的な環境配慮行動に取り組む学校の情報提供を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁掲示板へ毎月1日の「もったいないの日」や10日の「残しま10の日」の掲示等による周知啓発を行うことで、市の事務事業において「もったいない運動」を推進できた。 ・庁内における更なる取組推進に向けた機運の醸成が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等による周知啓発を継続的に実施することで環境配慮行動に取り組む職員を育成し、全庁を挙げた「もったいない運動」を推進する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修や全庁掲示板への掲示等による周知啓発を行うことで、庁内におけるグリーン調達について推進できた。 ・達成率100%に向けたグリーン調達の徹底が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等における周知啓発を継続し、グリーン調達の100%達成を促す。

施策	基本施策	基本事業	構成事業	事業内容		
5-3	「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実	5-3-2	多様な活動主体間の連携促進	(1)環境団体の育成、連携促進	環境行政の情報提供や意見交換を適宜実施することでもったいない運動市民会議や環境行動フォーラム等ネットワーク組織の活動活性化を図る。	
					地域における環境保全活動に関する情報発信	地域団体等との連携を図りながら、積極的な広報機会を捉え情報発信を行う。
					リサイクル推進員活動支援の推進(再掲)	地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進するため、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援します。
					環境団体相互の交流の促進	環境学習センターを核として、地域団体や福祉団体など、多様な団体が交流する機会を確保していきます。
					(2)協働による実践行動の促進	学生が柔軟な発想やアイデアを活かし、本市における環境問題を地域に適した手法で解決しようとする活動に対して助成することにより、新たな解決法策の創出と地域で環境活動を担う人材の育成を図る。
						みやの環境創造提案・実践事業の実施(再掲)
			J-クレジット制度を活用したみやCO2バイバイプロジェクトの実施	市民・事業者による環境行動の好循環を生み出すため、市民が住宅へ太陽光発電システムの設置により生み出したCO2削減量を、国のJ-クレジット制度を活用し売買可能な価値であるクレジットに換え、市内事業者等へ売却を通じて事業者における環境活動を促進するとともに、売却益を市内で活動する学生団体の環境活動支援に活用する。		

事業の進捗	実績・評価	今後の取組方針
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の報告会や4半期ごとの意見交換会を実施し、活動に対し適宜指導等を行うことができた。 ・もったいない運動市民会議は市民会議、普及啓発会議、フェア検討部会などの会議で意見交換を行い、情報共有、方向性の検討を適宜行った。 ・今後は、更なる情報の共有化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も定期的な意見交換を実施し、もったいない運動市民会議の適切な運営、ネットワーク組織の活動活性化を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮コミュニティメディア「ミヤラジ」やホームページ、SNSを活用した情報発信のほか、まちびらきイベントにおける環境創造提案に係る情報発信など、地域の環境活動に関する情報発信の場を創出した。 ・効果的な発信方法の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治会が作成する広報紙等を活用するなど、地域団体等との連携を図りながら、積極的に広報機会を捉え情報発信を行う。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進員を対象とした研修会の開催や情報誌「みやくるりん」の発行等により推進員に対する支援に努めた。 ・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動支援に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「みやくるりん」の発行 ・研修会や施設見学会の開催などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援 ・研修会資料の動画配信
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を踏まえた「チャレンジもったいない」や「エコまつり」等のイベント開催により、地域や環境団体、自主グループ、福祉団体等と連携した活動を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も環境学習講座やイベントの開催に向けて、地域や環境団体、自主グループ、福祉団体等との連携を図る。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・HP等で事業のPRを行うことで、各年度の参加団体数は増加傾向にあった。(H26～R3:延べ42団体)また、もったいないフェア等で活動団体による取組について、広く市民に普及啓発を実施し、事業の目的を一定程度達成することができた。 ・一方で、環境活動を担う人材育成を図るため、新たな実践団体の確保や活動成果を有効活用していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、募集している活動のイメージをわかりやすく示すことのために、募集案内に本市の環境問題の具体的な活動例を紹介したり、環境教育に関心の高い学校・教員への訪問など、市内の高校等に対する積極的な周知を図る。 ・活動成果の有効活用するために、これまでの活動を取りまとめ、市HPやイベント等の機会を捉えた周知啓発を図る。また、団体による活動成果をもとにした環境出前講座の実践や市民への環境活動の普及に資する機会の提供など、活動成果の活用方法やクレジット創出量を踏まえた今後の事業展開について検討する。
計画どおり	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの累積参加者数が1204人、累計クレジット創出量が1,846t-CO2となり、毎年一定数の参加者を確保できており、事業の目的を一定程度達成することができた。 ・一方で、クレジット創出の対象となるプロジェクトへの参加市民の確保や、事業者等へのクレジットの販売・活用促進による事業の周知及びクレジットを購入した企業の事業活動の周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等へのクレジットの販売・活用促進による事業の周知及びクレジットを購入した企業の事業活動の周知のために、イベントでのチラシ配布や事業者への訪問などにより、市内の取組事例や経営的なメリットを周知し、事業者の関心を高め、クレジットの販売促進につなげる。

宇都宮の環境（環境状況報告書 令和4年度版）

発行年月 令和5年3月

発行 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 環境部 環境政策課

電話 028-632-2403

fax 028-632-3316

E-mail u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp